

保健看護学研究科 履修要項

令和7年度



京都府立医科大学大学院
保健看護学研究科

令和7年度保健看護学研究科 学事予定表

博士前期課程・博士後期課程 共通

	行 事 等	日 程
前 期	入学式	4月 5日（土）
	オリエンテーション	4月 7日（月）
	前期授業開始	4月 7日（月）
	履修届提出期間（年間）	4月 7日（月）～ 4月 11日（金）予定
	健康診断	以下の3日間の中で受診可能な日 4月 22日（火）、24日（木）、5月 9日（金）
	修了式	9月 日（ ）未定
後 期	後期授業開始	9月 22日（月）
	履修届変更登録期間	9月 5日（金）～ 9月 11日（木）予定
	トリアス祭	10月 27日（月）～11月 2日（日）
	創立記念日	11月 1日（土）
	大学入学共通テスト	1月 17日（土）～18日（日）
	一般選抜（前期日程）	2月 25日（水）～26日（木）
	修了式	3月 7日（土）

（注）上記の日程は変更される場合があります。

目 次

I 保健看護学研究科の概要	・ ・ ・	1
II 保健看護学研究科 博士前期課程	・ ・ ・	2
1. 教育研究等方針		
1) ディプロマポリシー		
2) カリキュラムポリシー		
2. 教育課程の概要		
1) 教育課程		
2) 履修方法		
3) 修了要件		
4) 学位の授与		
5) 教育課程の内容（授業科目と担当教員）		
3. 専門看護師コースの概要（がん看護・精神看護）		
1) 教育目的		
2) 履修方法		
3) 修了要件		
4) 教育課程表		
4. 博士前期課程「特別研究審査基準」「課題研究審査基準」	・ ・ ・	10
5. 博士前期課程 修士論文等の指導及び審査の流れ		
6. 修士論文等に係る中間発表会、修士論文等発表会		
7. 学位（修士）授与申請に係る手続きについて		
III 保健看護学研究科 博士後期課程	・ ・ ・	17
1. 教育研究等の方針		
1) ディプロマポリシー		
2) カリキュラムポリシー		
2. 教育課程の概要		
1) 教育課程		
2) 履修方法		
3) 修了要件		
4) 学位の授与		
5) 教育課程の内容（授業科目と担当教員）		
3. 学位論文（博士）審査基準	・ ・ ・	21
4. 博士後期課程博士論文指導の流れ		
5. 学位（博士）審査の流れ		
《関係規程等》	・ ・ ・	24
1. 京都府立医科大学学位規程		
2. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程授業科目履修規程		
3. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程		
4. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科修士論文審査取扱要領		
5. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士論文審査取扱要領		
6. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規		
7. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程の修了に関する申合せ		
8. 学位記に記載する氏名の取扱いについて		
9. 学位授与申請者の CITI-Japan の受講に関する申合せ		
10. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科における長期履修制度について		
11. 成績に対する不服申立てについて		

参 考

・ ・ ・ 70

1. 施設の概要
2. 保健看護学研究科博士前期課程 研究領域・担当教員一覧
3. 保健看護学研究科博士後期課程 特別研究単位認定教員一覧

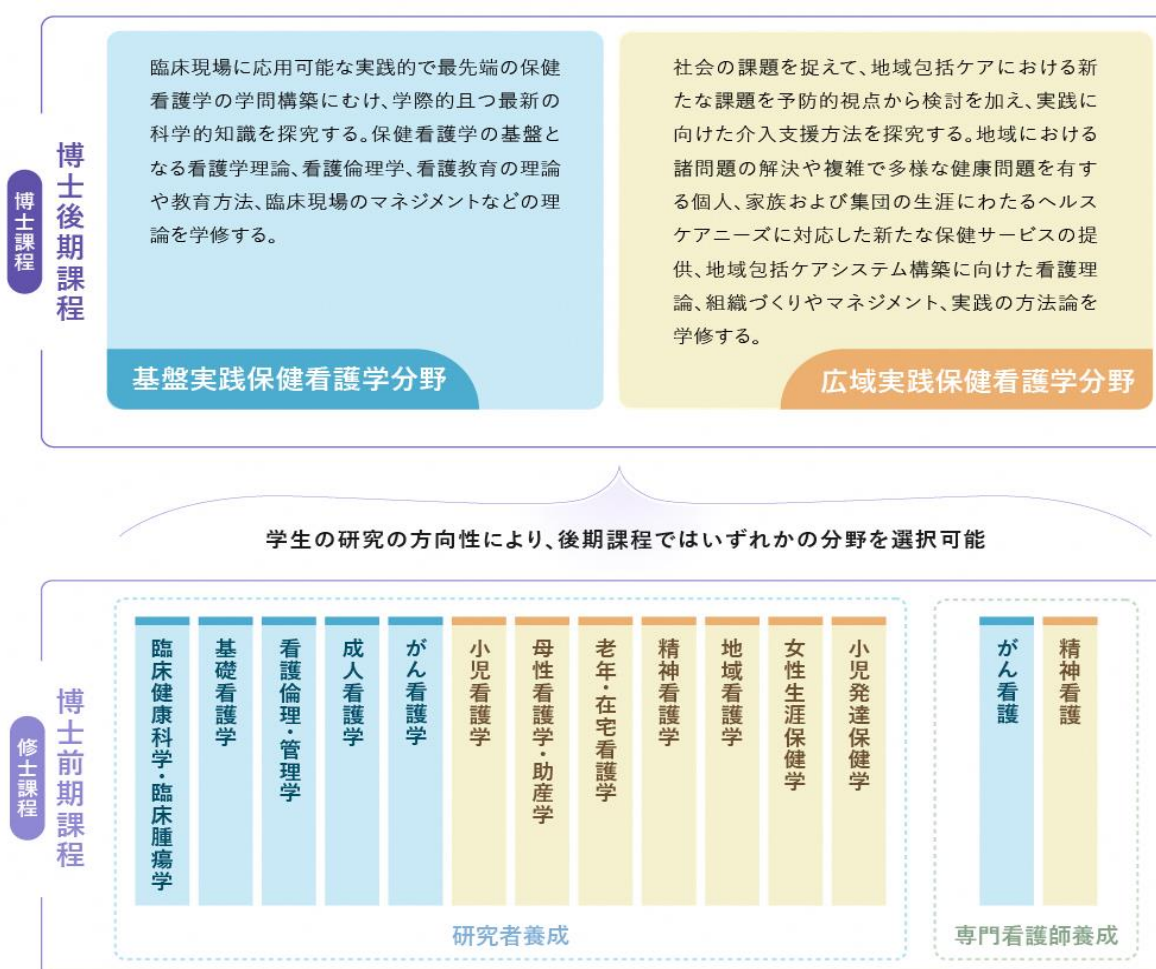
I. 保健看護学研究科の概要

[沿革]

京都府立医科大学は150年の歴史をもち、創立当初から京都府民の生命と健康を守るとともに、国際的に活躍する医療人の育成を目指してきた。看護教育は、明治22年に開始されてから130余年の歴史を持ち、京都府のみならず国内や国外に1万人以上の卒業生を送り出してきた。

本学大学院教育課程では、京都府内で初めての看護系大学院として平成19年(2007年)に、保健看護研究科(修士課程)を設置した。平成23年(2011年)にはがん看護専門看護師コースを開設し、平成29年(2017年)に高度実践看護師教育課程の認定を受け、38単位教育課程を展開している。また、令和6年(2024年)には精神看護専門看護師コースを開設し、高度実践看護師ならびに教育指導者の養成と学術的研究の充実を図っている。

さらに、臨床、地域包括ケアなど多様な分野で指導的に活躍できる高度専門職業人及び学際的な保健看護学の教育・研究者の育成を目的に、平成30年(2018年)に博士後期課程を設置し、併せて修士課程を博士前期課程に変更した。



現在、博士前期課程に研究者養成コース12領域と専門看護師養成コース2コースを設置している。博士後期課程においては、基盤実践保健看護学分野と広域実践保健看護学分野の2分野を設置している。学生は研究の方向性から、自分の探求領域および分野を選択できる。

保 健 看 護 学 研 究 科
博 士 前 期 課 程

Ⅱ. 保健看護学研究科 博士前期課程

1. 教育研究等の方針

保健看護学研究科博士前期課程では、人々が高度医療と質の高い看護を享受するために、保健看護学分野の理論と方法論の構築をはかり、研究者・教育者および高度な専門性を持った医療職者を育成することを目的とする。

1) ディプロマポリシー (学位授与方針)

博士前期課程では、大学院に2年以上（優れた研究業績を上げた者は、1年以上）在籍して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを学位授与の要件とする。

課程修了にあたっては、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念のもと、保健医療等の分野において、学際的展開を図りうる保健看護学の研究者及び広域的な指導力を発揮できる高度な専門職業人として、以下の見識と能力を有していることを目標とする。

- (1) 保健看護学分野における専門的な知識と技術に裏付けられた実践能力を身につけている。
- (2) 豊かな人間性を備え、生命の尊厳を守る高い倫理観を修得している。
- (3) 自らの研究成果を国内外に発信できる基礎的能力を身につけている。

2) カリキュラムポリシー (教育課程の編成・実施方針)

看護学を中核として、個人から地域社会における生活者の健康や、疾病の連続性に適応した予防活動・人間の健康維持に必要なケアと環境改善への支援を行う領域を「保健看護学」と位置づける。

- (1) 最新のエビデンスに基づいた保健看護学の理論と方法論を構築できる基礎的能力を身につけられるよう共通科目、専門科目を体系的に配置する。
- (2) 専門性と倫理観に裏づけられた実践能力を備えた看護者や教育指導者の養成と学術的研究の充実を図るための各専門領域の目標に対応した専門科目および特別研究、専門演習を配置する。
- (3) 専門看護師コース（がん看護、精神看護）においては、卓越した実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究の役割を遂行し、ケアシステム全体の質向上に寄与する専門看護師を養成するために、特定の専門看護分野における最新の知識及び技術を深めるための専門科目及び演習、実習、課題研究を配置する。

2. 教育課程の概要

1) 教育課程

共通科目と専門科目から編成され、共通科目には専門科目を支える科目を配置している。専門科目には、保健看護学教育・研究者や、高度看護実践指導者（がん看護及び精神看護専門看護師を含む）となるための科目を設定し、学生がそれぞれの希望進路に合わせて選択できるように配慮した。

2) 履修方法 (※専門看護師コースについては、7頁を参照)

学生は自らの目標が達成できるように、指導教員の助言を受けて履修計画を立て、以下のように30単位以上を修得しなければならない。

(1) 履修科目と修得単位

①共通科目は、必修科目2科目及び選択科目2科目以上を履修し、計8単位以上修得する。

②専門科目は12単位以上、特別研究・演習・実習で計10単位以上を修得する。

(2) 研究指導

研究指導は、各自の研究指導教員による指導を主とするが、研究内容によっては複数の教員による研究指導体制をとる。

3) 修了要件 (※専門看護師コースについては、7頁を参照)

(1) 修了年限

修業年限は2年とする。但し、在学期間は4年を超えることができない。

(2) 修了要件

修了要件は、共通科目8単位以上、専門科目22単位以上を履修し、計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文に係る審査及び試験に合格することが必要である。

4) 学位の授与

本研究科の課程を修了した者に与える学位は、

保健看護学専攻 修士 (保健看護学)

Graduate School of Nursing for Health Care Science, Master of Nursing for Health Care Science である。

令和6年度 京都府立医科大学大学院 保健看護学研究科 カリキュラムマップ

		前期						後期						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
修士1年	共通科目 (8単位以上)	保健看護学理論、研究方法論特論、 保健看護情報科学特論、 看護教育学特論、看護管理論、 英書講読						保健福祉政策特論、看護倫理、 コンサルテーション論、看護政策論						
	専門科目 (12単位以上)	地域保健看護学特論、高齢者保健看護学特論 精神保健看護学特論、成人健康回復期支援特論Ⅰ 腫瘍病態生理学総論、がん看護学特論、 他※						女性保健看護学特論、ヘルスアセスメント特論 健康回復支援技術特論、成人健康回復期支援特論Ⅱ、 小児看護特論、臨床遺伝学特論、 腫瘍病態生理学各論 他※						
	専門演習 (2単位)						専門演習							
							特別研究							
修士2年	特別研究 (8単位)	特別研究												

※CNS科目についても、担当教員との調整の上履修することは可能

- DP1 保健看護学分野における専門的な知識と技術に裏付けられた実践能力を身につけている。
- DP2 豊かな人間性を備え、生命の尊厳を守る高い倫理観を修得している
- DP3 自らの研究成果を国内外に発信できる基礎的能力を身につけている。

5) 教育課程の内容
授業科目と担当教員

区分	授業科目名	単位数						学期	修了要件 履修単位	担当教員名 (◎は主担当教員を示す)	備考
		必修	選択	がん 必修	CNS 選択	精神 必修	CNS 選択				
共通科目	[1] 保健看護学理論	2		2		2		前期	8 単位以上	◎内海桃絵、郷良淳子、志澤美保、毛利貴子、宮田千春、 滝下幸栄、原田清美、占部美恵	
	[2] 研究方法論特論	2		2		2		前期		◎志澤美保、内海桃絵、宮田千春、室田昌子、細川陸也、 山口未久	
	[3] 保健看護情報科学特論		2		2		2	前期		篠原正典	
	[4] 保健福祉政策特論		2		2		2	後期		◎志澤美保、上掛利博、池田裕子	
	[5] 看護教育学特論		2		2		2	前期		◎滝下幸栄、山本裕子、筒井佳澄、川上祐子	
	[6] 看護倫理		2		2		2	後期		◎宮田千春、毛利貴子、室田昌子、瀬戸山晃一、 吉岡さおり、郷良淳子、高橋由紀	
	[7] 看護管理論		2		2		2	前期		宮田千春	
	[8] コンサルテーション論		2		2		2	後期		◎郷良淳子、柱谷久美子、占部美恵、吉岡とも子	
	[9] 看護政策論		1		1		1	後期		◎滝下幸栄、豊田久美子、豊島博子	
	[10] 英書講読		2		2		2	前期		Jason Barrows	
	小計(10科目)	4	15	4	15	4	15				
専門科目	[11] 健康増進支援技術特論		2		2		2	後期	12 単位以上	◎志澤美保、村上佳栄子	
	[12] 地域保健看護学特論		2		2		2	前期		志澤美保	
	[13] 高齢者保健看護特論		2		2		2	前期		◎毛利貴子、川上祐子、伊藤尚子	
	[14] 女性保健看護学特論		2		2		2	後期		高橋由紀	
	[15] 高齢者ケア特論		2		2		2	後期		◎毛利貴子、川上祐子、伊藤尚子、鈴木 聡	
	[16] 看護管理特論		2		2		2	後期		宮田千春	
	[17] ヘルスアセスメント特論		2	2		2		後期		◎内海桃絵、筒井佳澄、滝下幸栄、島田順一、郷良淳子、 江口秀子	
	[18] 健康回復支援技術特論		2		2		2	後期		◎内海桃絵、筒井佳澄、滝下幸栄、山本容子	
	[19] 成人健康回復期支援特論Ⅰ		2		2		2	前期		◎室田昌子、吉岡さおり、佐伯良子	
	[20] 成人健康回復期支援特論Ⅱ		2		2		2	後期		◎吉岡さおり、山本裕子、室田昌子	
	[21] 精神保健看護学特論		2		2	2		前期		◎郷良淳子、柱谷久美子、占部美恵、福田弘子	
	[22] 発達障害特論		2		2		2	後期		森本昌史	
	[23] 小児看護特論		2		2		2	後期		◎原田清美、山口未久	
	[24] 臨床遺伝学特論		2		2		2	後期		島田順一、森本昌史、千代延友裕、水田依久子、 村島京子、加藤千翔、前田英子、黒田純也、山中巧	
	[25] 病態生理学総論		2	2		2		前期		◎島田順一、森本昌史、楠木泉、林容子、吉岡さおり	
	[26] 腫瘍病態生理学各論		2	2			2	後期		◎島田順一、森本昌史、楠木泉、高山浩一、黒田純也、 高橋義信	
	[27] 臨床薬理作用論		2	2		2		後期		◎島田順一、山本容子	
	[28] がん看護学特論		2	2			2	前期		◎吉岡さおり、林容子、藤田かおり	
	[29] がん看護学援助特論		2	2			2	後期		◎林容子、吉岡さおり、鈴木弦、田村恵子、作田裕美	
	[30] 緩和ケア		2	2			2	後期		◎林容子、吉岡さおり、郷良淳子、天谷文昌、田村恵子、 関川加奈子	
	[31] がん薬物療法看護		2	2			2	通年		◎林容子、越智幾世、滝下幸栄、原田清美、吉岡さおり、 吉田直久、西岡直哉、村木明美、神林祐子	
	[32] ペインマネジメント		1		1		1	通年		◎林 容子、吉岡さおり、天谷文昌、上野博司、小川寛	
	[33] エンドオブライフケア		1		1		1	通年		◎林 容子、吉岡さおり	
	[34] 精神保健看護援助特論		2		2	2		前期		◎柱谷久美子、郷良淳子、占部美恵、福田弘子	
	[35] 精神科治療特論		2		2	2		後期		◎郷良淳子、成本迅、中前貴、中嶋義幸、柱谷久美子、 占部美恵、福田弘子	
	[36] 地域精神看護特論		2		2		2	後期		◎郷良淳子、柱谷久美子、占部美恵、福田弘子、碩優子	※
	[37] リエゾン精神看護特論		2		2		2	後期		◎柱谷久美子、郷良淳子、服部希恵	※
	小計(27科目)		52	16	36	12	40				
特別研究・演習・実習	[38] 特別研究	8						通年	10 単位以上	志澤美保、森本昌史、島田順一、楠木泉、 郷良淳子、吉岡さおり、毛利貴子、内海桃絵、宮田千春、 高橋由紀、室田昌子、滝下幸栄、原田清美、伊藤尚子、 林容子、細川陸也、山本容子、山口未久、占部美恵	
	[39] 専門演習	2						通年			
	[40] がん看護学演習Ⅰ			2				前期		◎林容子、吉岡さおり、室田昌子、上野博司、白井由紀	
	[41] がん看護学演習Ⅱ			2				後期		◎林容子、越智幾世、滝下幸栄、吉岡さおり、神林祐子	
	[42] がん看護学課題研究			2				通年		◎吉岡さおり、林容子	
	[43] がん看護学実習Ⅰ			2				前期		◎吉岡さおり、林容子	
	[44] がん看護学実習Ⅱ			2				前期		◎吉岡さおり、林容子、吉岡とも子、服部美景、杉浦康代、 藤田かおり	
	[45] がん看護学実習Ⅲ			2				前期		◎林容子、吉岡さおり、越智幾世	
	[46] がん治療看護実習Ⅰ			2				後期		◎林容子、越智幾世、吉岡さおり、吉岡とも子、吉田直久、 石川剛	
	[47] がん治療看護実習Ⅱ			2				前期		◎林容子、吉岡さおり、越智幾世、上野博司、 吉岡とも子、関川加奈子	

区分	授 業 科 目 名	単 位 数						学 期	修了 要件 履修 単位	担 当 教 員 名 (◎は主担当教員を示す)	備 考
		必 修	選 択	が ん 必 修	CNS 選 択	精 神 必 修	CNS 選 択				
特別 研究・ 演習・ 実習	[48] 精神保健看護学演習Ⅰ					2		前期	10 単 位 以 上	◎郷良淳子、柱谷久美子、占部美恵、福田弘子、 田邊友也	
	[49] 精神保健看護学演習Ⅱ					2		通年		◎郷良淳子、成木迅、加藤佑佳、柱谷久美子、占部美恵、 福田弘子、高田雅章	
	[50] 精神保健看護学演習Ⅲ					2		後期		◎郷良淳子、柱谷久美子、中嶋 義幸、占部美恵、 福田弘子、碩優子、高田雅章、木下将太郎、辻本真由美	
	[51] 精 神 看 護 実 習 Ⅰ					1		前期		◎郷良淳子、柱谷久美子、佐藤雅美、篠木由美	
	[52] 精神看護直接ケア実習Ⅰ					4		通年		◎郷良淳子、柱谷久美子、占部美恵、福田弘子、 岡部英子、高田雅章、木下将太郎、辻本真由美	
	[53] 精神看護直接ケア実習Ⅱ					2		前期		◎郷良淳子、柱谷久美子、矢守麻里、山口陽子	
	[54] 精 神 看 護 実 習 Ⅱ					1		前期		◎郷良淳子、柱谷久美子	
	[55] 精 神 看 護 治 療 実 習					2		前期		◎郷良淳子、成木迅、中前貴、中嶋義幸、加藤佑佳、 柱谷久美子	
	[56] 精神保健看護学課題研究					2		通年		郷良淳子	
	小 計（19科目）	10		16		18					
合 計（56科目）		14	67	36	51	34	55	30単位以上			

※精神CNSコースは、※のいずれかから1科目選択

3. 専門看護師コースの概要（がん看護・精神看護）

1) 教育目的

(1) がん看護専門看護師コース

高度ながん看護の実践に必要な知識と技術を教授し、ケアとキュアを統合した高度な看護実践能力を有するがん看護専門看護師の養成を目指している。

複雑な問題を有する患者や家族に対する高度で専門性の高い看護の提供、チーム医療の一員としての総合的な判断と実践、さらに教育や組織的な課題への取り組みの実際を学び、がん医療・看護の質向上に貢献できる人材を育成することを目的としている。

(2) 精神看護専門看護師コース

高度実践看護師は、対象のQOLの向上を目的に、個人、家族、および集団に対し、ケアとキュアを融合し、高度な看護学の知識・技術に基づく卓越した看護ケアを提供することが求められている。精神看護専門看護師コースにおいては、精神看護に関する専門的知識を深め、精神障害者や身体疾患を持ち精神的問題を抱える患者および家族に対する、エビデンスにもとづく的確な包括的アセスメントを行い、熟達した高度な看護を実践できる人材の育成を目的としている。

2) 履修方法

(1) 履修科目と修得単位

本学の各専門看護師コースは、高度実践看護師教育課程として日本看護系大学協議会の認定を受けている。4) の教育課程表の科目区分に応じ、必要単位を修得する。

(2) 研究指導

研究指導は、各自の研究指導教員による指導を主とするが、研究内容によっては複数の教員による研究指導体制をとる。

3) 修了要件

(1) 修了年限

修業年限は2年とする。但し、在学期間は4年を超えることができない。

(2) 修了要件

各教育課程表の科目区分に応じた必要単位を修得する他、大学院必修科目を修得し、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること

(3) 学位の授与

本研究科の課程を修了した者に与える学位は、保健看護学専攻 修士（保健看護学）
Graduate School of Nursing for Health Care Science, Master of Nursing for Health Care Science である。

令和6年度 京都府立医科大学大学院 保健看護学研究科 カリキュラムマップ

		前期						後期					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
修 士 1 年	共通科目A (8単位以上)		保健看護学理論						コンサルテーション論				
			研究方法論特論						看護倫理				
			看護教育学特論						看護政策論				
			看護管理論										
	共通科目B (6単位以上)		病態生理学総論						ヘルスアセスメント特論				
									臨床薬理作用論				
	がん共通科目 (6単位以上)		がん看護学特論						腫瘍病態生理学各論				
									がん看護学援助特論				
	がん専門科目 (8単位以上)								緩和ケア				
									がん薬物療法看護				
		ペインマネジメント・エンドオブライフケア											
実習 (10単位)		がん看護学演習Ⅰ (緩和ケア)		フィールドワーク					がん看護学演習Ⅱ (がん薬物療法看護)		フィールドワーク		
				がん看護学実習Ⅰ								がん治療看護実習Ⅰ	
	課題研究									がん看護学課題研究			
修 士 2 年	実習		がん看護学実習Ⅱ	がん看護学実習Ⅲ	がん治療看護実習Ⅱ								
	課題研究						がん看護学課題研究						

京都府立医科大学大学院 保健看護学研究科精神看護専門看護師コースカリキュラムマップ

		前期						後期					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
修士1年	共通科目A (8単位以上)		保健看護学特論						コンサルテーション論				
			研究方法論特論						看護倫理				
			看護教育学特論						看護政策論				
			看護管理論										
	共通科目B		病態生理学総論						ヘルスアセスメント特論				
									臨床薬理作用論				
	専門科目		精神保健看護学特論						精神保健看護学演習Ⅲ※1				
			精神保健看護援助論						精神科治療特論				
			精神保健看護学演習Ⅰ						地域精神看護特論				
				精神保健看護学演習Ⅱ※1					リエゾン精神看護特論				
	実習						精神看護 実習Ⅰ				精神看護直接ケア実習Ⅰ※2		
		課題研究									精神看護学課題研究		
修士2年	実習		精神科治療実習	精神看護直接ケア実習Ⅱ	精神看護 実習Ⅱ								
	課題研究				精神看護学課題研究								

※1 演習期間にフィールドワーク含む

※2 この期間に合計で4単位(20日間を目安に行う)

4) 教育課程表

(1) がん看護専門看護師コース (38単位課程相当※)

科目区分 (必要履修単位)	大学院該当科目	必修 選択	単 位 数	配当学年				備 考
				1学年		2学年		
				前期	後期	前期	後期	
専門看護師 共通科目A (8単位以上)	[1] 保 健 看 護 学 理 論	必修	2	2				
	[2] 研 究 方 法 論 特 論	必修	2	2				
	[5] 看 護 教 育 学 特 論	選択	2	2				
	[6] 看 護 倫 理	選択	2		2			
	[7] 看 護 管 理 論	選択	2	2				
	[8] コンサルテーション論	選択	2		2			
	[9] 看 護 政 策 論	選択	1		1			
専門看護師 共通科目B (6単位以上)	[17] ヘルスアセスメント特論	必修	2		2			
	[25] 病 態 生 理 学 総 論	必修	2	2				
	[27] 臨 床 薬 理 作 用 論	必修	2		2			
がん看護共通科目 (6単位以上)	[26] 腫瘍病態生理学各論	必修	2		2			
	[28] が ん 看 護 学 特 論	必修	2	2				
	[29] が ん 看 護 学 援 助 特 論	必修	2		2			
がん看護専門科目 (8単位以上)	[30] 緩 和 ケ ア	必修	2		2			
	[31] が ん 薬 物 療 法 看 護	必修	2	2				
	[40] が ん 看 護 学 演 習 I	必修	2	2				
	[41] が ん 看 護 学 演 習 II	必修	2		2			
がん看護実習科目 (10単位以上)	[43] が ん 看 護 学 実 習 I	必修	2	2				
	[44] が ん 看 護 学 実 習 II	必修	2			2		
	[45] が ん 看 護 学 実 習 III	必修	2			2		
	[46] が ん 治 療 看 護 実 習 I	必修	2		2			
	[47] が ん 治 療 看 護 実 習 II	必修	2			2		
大学院必修科目	[42] が ん 看 護 学 課 題 研 究	必修	2	2				

※上記38単位課程は、一般社団法人日本看護系大学協議会において認定されたものである。
(認定日:2017年1月9日、有効期間:2017年4月～2027年3月)

(2) 精神看護専門看護師コース (38単位課程相当※)

科目区分 (必要履修単位)	大学院該当科目	必修 選択	単 位 数	配当学年				備 考
				1学年		2学年		
				前期	後期	前期	後期	
専門看護師 共通科目A (8単位以上)	[1] 保 健 看 護 学 理 論	必修	2	2				
	[2] 研 究 方 法 論 特 論	必修	2	2				
	[5] 看 護 教 育 学 特 論	選択	2	2				
	[6] 看 護 倫 理	選択	2		2			
	[7] 看 護 管 理 論	選択	2	2				
	[8] コンサルテーション論	選択	2		2			
	[9] 看 護 政 策 論	選択	1		1			
専門看護師 共通科目B (6単位以上)	[17] ヘルスアセスメント特論	必修	2		2			
	[25] 病 態 生 理 学 総 論	必修	2	2				
	[27] 臨 床 薬 理 作 用 論	必修	2		2			
精神看護共通科目 (12単位以上)	[21] 精 神 保 健 看 護 学 特 論	必修	2	2				
	[34] 精神保健看護援助特論	必修	2	2				
	[48] 精神保健看護学演習Ⅰ	必修	2	2				
	[49] 精神保健看護学演習Ⅱ	必修	2	2				
	[50] 精神保健看護学演習Ⅲ	必修	2		2			
	[35] 精 神 科 治 療 特 論	必修	2		2			
精神看護専門科目 (2単位以上)	[36] 地 域 精 神 看 護 特 論	選択※	2		2			※はいずれかの科目 から1科目選択
	[37] リエゾン精神看護特論	選択※	2		2			
精神看護実習科目 (10単位以上)	[51] 精 神 看 護 実 習 Ⅰ	必修	1	1				
	[52] 精神看護直接ケア実習Ⅰ	必修	4	4				
	[53] 精神看護直接ケア実習Ⅱ	必修	2			2		
	[54] 精 神 看 護 実 習 Ⅱ	必修	1			1		
	[55] 精 神 看 護 治 療 実 習	必修	2			2		
大学院必修科目	[56] 精神保健看護学課題研究	必修	2	2				

※上記38単位課程は、一般社団法人日本看護系大学協議会において認定されたものである。
(認定日:2024年1月26日、有効期間:2024年4月～2034年3月)

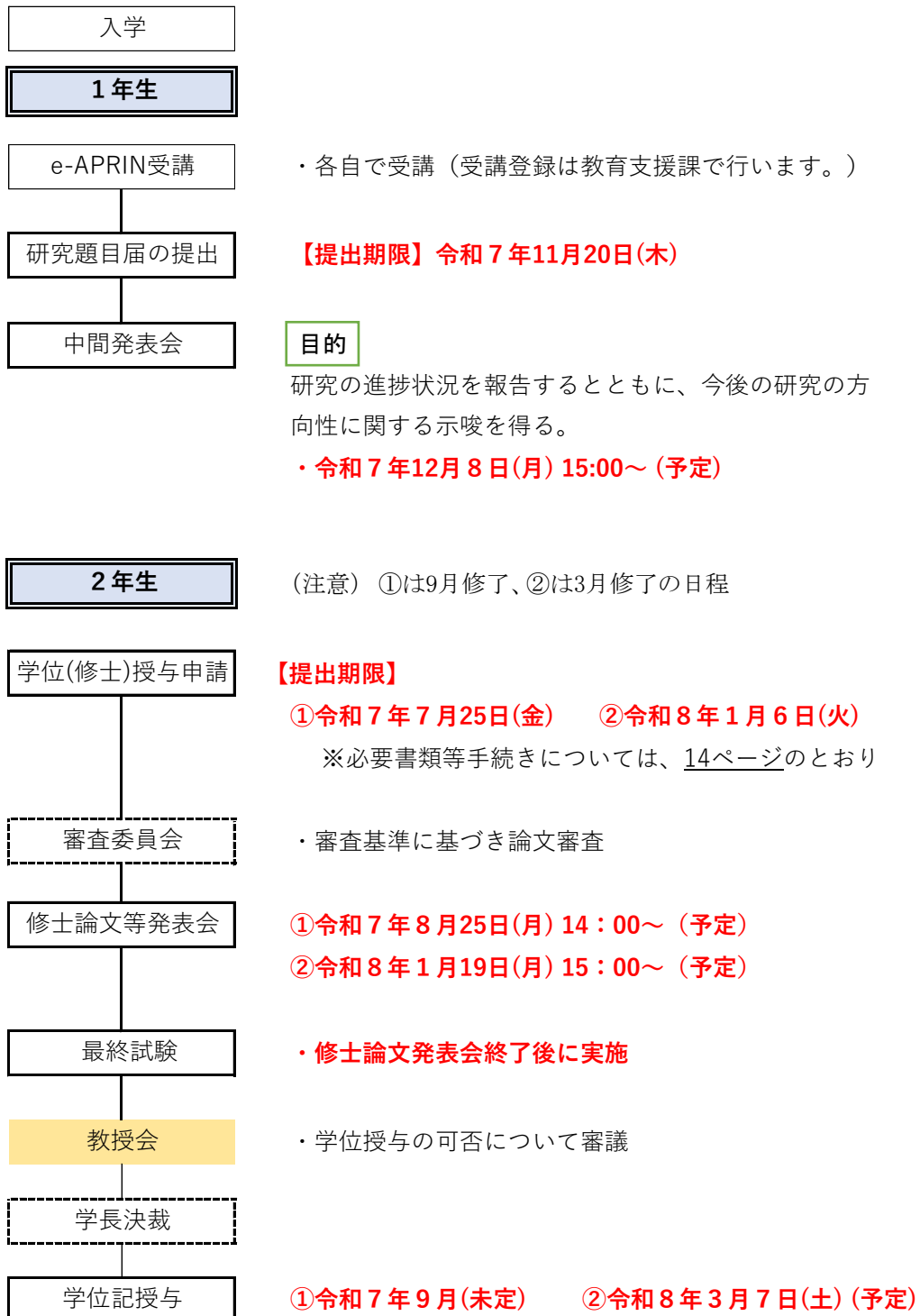
保健看護学研究科（博士前期課程）特別研究審査基準

1. 研究課題が適切である。（課題設定の妥当性）
2. 十分な文献検討が行われている。（情報収集の妥当性）
3. 研究が倫理的に行われている。（倫理的手続きの妥当性）
4. 研究課題に対して適切な研究プロセスをふまえている。（研究方法の妥当性）
5. 研究結果の分析・考察が適切である。（データ分析の論理性）
6. 研究成果の記述が説得的である。（論述の厳密性・緻密性）
7. 研究成果が独創的であり、今後の示唆が明らかである。（研究成果の独創性）

保健看護学研究科（博士前期課程）課題研究審査基準

1. 研究課題が専門分野の課題に関する重要なテーマである。（課題設定の妥当性）
2. 文献検討をふまえた研究の背景が述べられている。（情報収集の妥当性）
3. 研究が倫理的に行われている。（倫理的手続きの妥当性）
4. 研究課題に対して適切な研究プロセスをふまえている。（研究方法の妥当性）
5. 研究結果の説明が妥当である。（データ分析の論理性）
6. 研究結果に基づいた考察が述べられている。（論述の妥当性）
7. 研究成果が専門分野および今後の専門看護師としての活動に示唆を与えるものである。
(研究成果の有用性)

令和7年度保健看護学研究科 博士前期課程 修士論文等の指導及び審査の流れ



令和7年度 修士論文等に係る中間発表会

- 1 日 時
令和7年12月8日（月） 15：00～（予定）
- 2 会 場
看護学学舎1階 大講義室（予定）
- 3 参加者
保健看護学研究科博士前期課程の学生及び担当教員等
- 4 発表方法
 - 1) 1人の持ち時間 15分（発表10分、質疑応答5分）
 - 2) パワーポイント
- 5 その他
学生は、研究題目届（別紙）を、11月20日（木）17時までに、教育支援課（入試係）へ提出すること。

令和7年度 修士論文等発表会

- 1 日 時
令和7年8月25日（月） 14：00～（予定） [9月修了]
令和8年1月19日（月） 15：00～（予定） [3月修了]
- 2 会 場
看護学学舎1階 大講義室（予定）
- 3 参加者
保健看護学研究科の学生及び担当教員等
- 4 発表方法
 - 1人の持ち時間 20分（発表15分、質疑応答5分）
 - パワーポイント

令和7年度 修士論文等に係る中間発表会

研 究 題 目 届

令和 年 月 日

保健看護学研究科長 様

保健看護学研究科

学籍番号 _____

氏 名 _____

指導教員 _____ 印

研究仮題目名 : _____

令和7年度京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程における
学位（修士）授与申請に係る手続きについて

1 学位（修士）論文の審査を希望する学生は、次の書類を指定の期限までに、教育支援課（入試係）へ提出すること。

(1) 申請書等

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ① 学位（修士）論文審査願（別紙） | 1 通 |
| ② 学位（修士）授与申請書（学位規程・別記第6号様式の2） | 1 通 |
| ③ 主論文 | 4 部 |
| ④ e-APRIN 修了証（未提出の場合） | 1 通 |

(2) 提出期限

9月修了希望者 令和7年7月25日（金）17時

3月修了希望者 ① 令和7年12月22日（月）17時、②～④ 令和8年1月6日（火）17時

2 主論文が共著の場合は、次の書類を添付すること。

（※学位（修士）申請者が、原則として当該論文の筆頭著者であること）

- ① 他の共著者からの承諾書（修士論文審査取扱要領・第1号様式） 各1部

3 書類作成上の注意

- ① 学位記に記載する氏名の取扱いについては、令和6年11月29日付け通知のとおりとする。
- ② 主論文は、次の体裁を整えること。但し、字数やフォントは問わない。
- 1) 表紙（記載例参照）
 - 2) 論文内容の要旨（学位規程・別記第4号様式）1,500字程度
 - 3) 目次
 - 4) 本文
- ③ 主論文4部のうち3部は、左2穴ファイルA4版に表紙をつけたものとし、1部は、両面印刷し、ダブルクリップ等でばらけないようにしたもの（穴あけ不要）を提出すること。

4 特記事項

- ① 学位（修士）授与申請の際には、必ず指導教員と十分相談した上で、申請手続きを行うこと。
- ② 最終審査等は、修士論文等発表会以降に行う。詳細については後日、指導教員より連絡するので指示に従うこと。

5 その他

学位にかかる修士論文要旨を例年12月頃発行する看護学科紀要に掲載するとともに、京都府立医科大学リポジトリに登録し、公表します。

ついては、最終版の論文要旨をPDFとWordファイルで教育支援課まで提出してください。
提出期限は、3月修了の場合は1月30日（金）、9月修了の場合は別途指示します。

指導教員確認印	
---------	--

学位（修士）論文審査願

この度、下記の学位（修士）論文により、修士（保健看護学）の学位授与申請をします
ので、審査くださるようお願いいたします。

記

学位（修士）論文題目

年 月 日

京都府立医科大学長 _____様

年度入学（学籍番号 _____）

氏 名 _____ 印

<記載例>

論 文 題 名

(外国文の場合は、括弧内に邦訳すること)

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科

保健看護学博士前期課程

年度入学（学籍番号 ）

氏 名 _____

指導教員 _____

保 健 看 護 学 研 究 科
博 士 後 期 課 程

Ⅲ. 保健看護学研究科 博士後期課程の概要

1. 教育研究等の方針

保健看護学研究科保健看護学専攻博士後期課程では、社会の基盤となる健康的な地域づくりを支えるための看護実践に活用可能な理論構築やシステム開発を目指し、科学的な思考に基づいた京都府内や北部医療の看護ケアニーズを解決するための看護教育を通して地域からの付託に応えるとともに、高度な専門的知識と技術の発展に寄与し、より高度かつ先進的な教育・研究を推進する府内の教育中枢機関として機能することを理念に掲げる。

本学博士課程においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする」ことを教育・研究上の目的としており、これを受け本課程では、従来からの医学研究科との連携をさらに強化することで、少子高齢社会など現代社会における医療問題の解決に向け、倫理性且つ論理性に裏付けられた質の高い保健や看護を提供するため、高度な研究能力と実践能力、教育能力の涵養を通じて、広域的な指導力を発揮できる高度な専門職業人及び学際的展開を図りうる保健看護学の教育・研究者の養成をその目的とする。

1) ディプロマポリシー（学位授与方針）

博士後期課程では、大学院に3年以上在籍して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを学位授与の要件とする。

課程修了にあたっては、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念のもと、高い倫理性を持ち保健看護学の卓越した教育研究能力と実践能力を兼ね備え、高度化複雑化する臨床や地域包括ケアなどの場面で主導的に活躍する高度な専門職業人として、以下の見識と能力を有していることを目標とする。

- (1) 高度な専門的知識と自らの実践を統合して、看護の実践を実証する教育研究能力を身につけている。
- (2) 高度化複雑化する臨床現場における新たな看護方法やケアシステムを構築し、また、社会の課題に対応した地域包括ケアシステムの開発などの実践能力を有している。
- (3) 保健看護学の学際的研究推進に必要な高い倫理観を修得している。
- (4) 保健看護学の研究成果を応用し、看護の質向上に寄与することができる

2) カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）

看護学を中核として、個人から地域社会における生活者の健康や、疾病の連続性に適応した予防活動・人間の健康維持に必要なケアと環境改善への支援を行う領域を「保健看護学」と位置づける。

- (1) 保健看護学の発展に寄与できる、理論構築やケアシステムの開発のための研究能力、教育能力、実践能力を身につけられるよう科目を体系的に配置する。
- (2) 人々の保健・医療のニーズに対応し、生活の質を支える基盤となる健康の保持増進と疾病を予防するために、科学的な視点から常に良質な看護ケアおよび保健サービスを提供するための自立した研究活動や教育ができる能力を養う共通科目を配

置する。

- (3) 保健看護学における教育研究者や、高度な専門実践の指導者として必要な理論や概念、さらに自立した研究や実践活動に向けた能力を養う専門科目を配置する。
- (4) 専攻分野についての専門的知識の深化と課題解決能力の開発、新たな理論を構築するための、特別演習、特別研究を配置する。

2. 教育課程の概要

1) 教育課程

共通科目として「研究方法論特別講義」、「生命・医療倫理特別講義」、「統計方法論特別講義」の必修3科目、専門科目に選択科目である「基盤実践保健看護学特別講義」「広域実践保健看護学特別講義」並びに必修科目である「保健看護学特別演習」及び「特別研究」を配置することで、これらの学修を通じて、高邁な倫理観を身につけるとともに、専攻分野に関して自立した教育研究や実践活動を行うに必要な能力とその基礎となる豊かな学識を涵養する。

2) 履修方法

学生は自らの目標が達成できるように、指導教員の助言を受けて履修計画を立て、以下のように16単位以上を修得しなければならない。

(1) 履修科目と修得単位

- ア 共通科目は、必修科目3科目を履修し、計6単位を修得する。
- イ 専門科目は、選択科目で1科目2単位以上、必修科目である特別演習及び特別研究で計8単位、合計10単位以上を修得する。

(2) 研究指導

研究指導は、各自の研究指導教員による指導を主とするが、研究内容によっては複数の教員による研究指導体制をとる。

3) 修了要件

(1) 修業年限

修業年限は3年とする。但し、在学期間は6年を超えることができない。

(2) 修了要件

修了要件は、共通科目6単位、専門科目10単位以上を履修し、計16単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、博士論文に係る審査及び試験に合格することが必要である。

4) 学位の授与

本研究科の課程を修了した者に与える学位は、

保健看護学専攻 博士（保健看護学）

Graduate School of Nursing for Health Care Science, Doctor of
Nursing for Health Care Science である。

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科 カリキュラムマップ

		前 期						後 期					
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
博士 1 年	共通科目 (6 単位)	研究方法論特別講義				研究 計 画 書 発 表 会 ※ 1	生命・医療倫理特別講義 統計方法論特別講義				研究 計 画 書 発 表 会 ※ 1		
	特別講義 (2 単位以上)	基盤実践保健看護学特別講義 広域実践保健看護学特別講義											
	特別演習 (2単位)	保健看護学特別演習											
	特別研究 (8単位)	特別研究											
博士 2 年		特別研究										中間 発表 会	
		博士 3 年	特別研究				最 終 ※ 2						

※ 1 研究計画書発表会： 9 月もしくは、1 月のどちらかで研究計画書の発表を行う
※ 2 最終発表会： 修了時期によって8月もしくは1月に最終発表会および最終試験を実施する

DP1	1. 高度な専門的知識と自らの実践を統合して、看護の実践を実証する教育研究能力を身につけている。
DP2	2. 高度化複雑化する臨床現場における新たな看護方法やケアシステムを構築し、また、社会の課題に対応した地域包括ケアシステムの開発などの実践能力を有している。
DP3	3. 保健看護学の学際的研究推進に必要な高い倫理観を修得している。
DP4	4. 保健看護学の研究成果を応用し、看護の質向上に寄与することができる。

5) 教育課程の内容

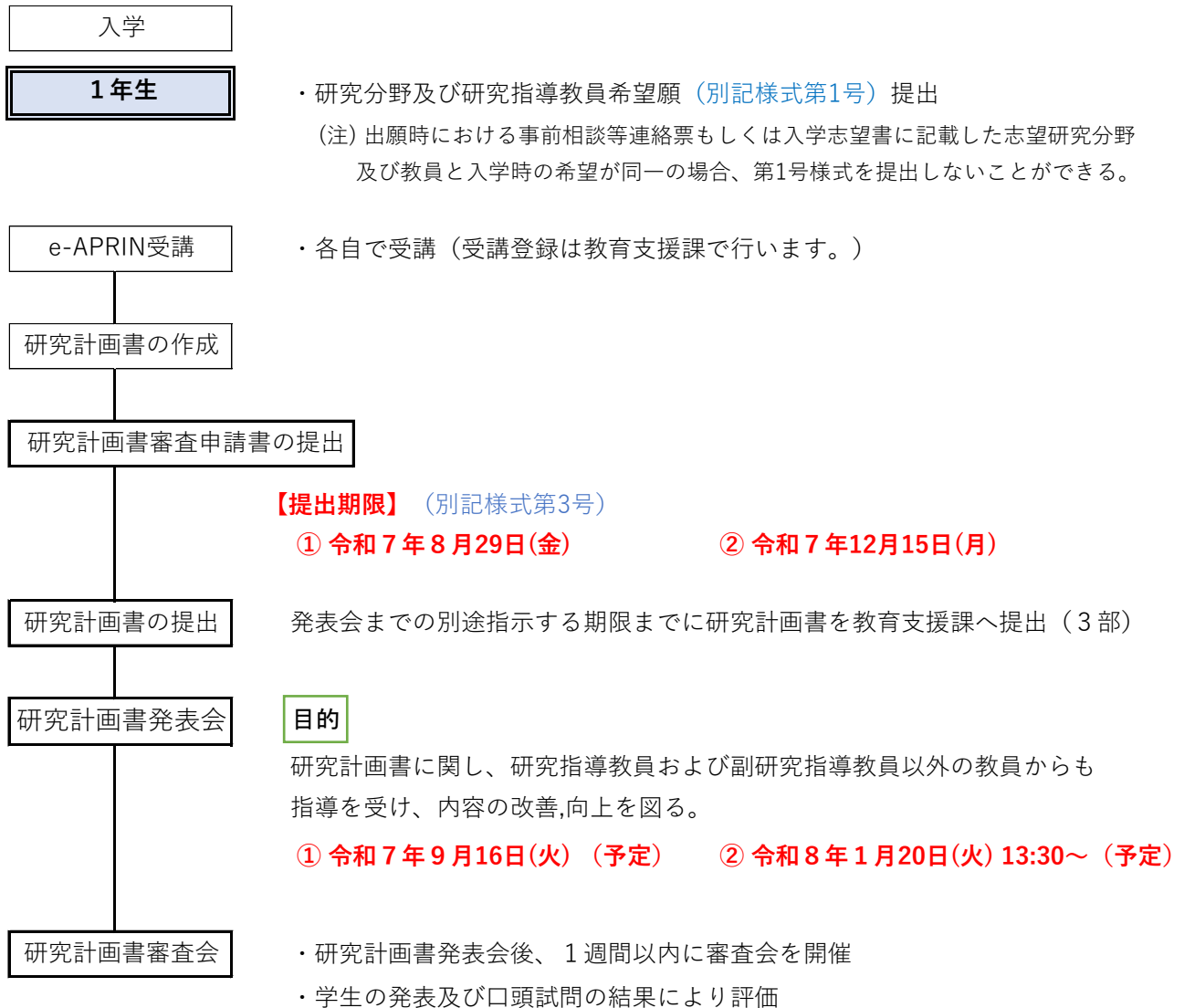
授業科目と担当教員

区 分	授 業 科 目 名	単 位 数		配 当 年 次	修了 要件 履修 単位	担 当 教 員 名 (◎は主担当教員を示す)	備 考
		必修	選択				
共 通 科 目	[1] 研究 方 法 論 特 別 講 義	2	－	1 前	6 単位	◎内海桃絵、郷良淳子、志澤美保、宮田千春、毛利貴子、吉岡さおり	オムニバス
	[2] 生命・医療倫理学特別講義	2	－	1 後		◎宮田千春、瀬戸山晃一、森本昌史、郷良淳子、高橋由紀	オムニバス
	[3] 統 計 方 法 論 特 別 講 義	2	－	1 後		◎手良向 聡、堀口 剛、中田美津子、内藤あかり	オムニバス
	小 計（3 科目）	6	－				
特 別 講 義	[4] 基盤実践保健看護学特別講義	－	2	1 前	2 単位以上	◎吉岡さおり、内海桃絵、島田順一、宮田千春、滝下幸栄、室田昌子、林容子	オムニバス
	[5] 広域実践保健看護学特別講義	－	2	1 前		◎森本昌史、楠木泉、郷良淳子、志澤美保、毛利貴子、高橋由紀、原田清美	オムニバス
	小 計（2 科目）	－	4				
特 別 演 習	[6] 保 健 看 護 学 特 別 演 習	2	－	1 通	2 単位	志澤美保、森本昌史、島田順一、楠木泉、郷良淳子、吉岡さおり、毛利貴子、内海桃絵、宮田千春、高橋由紀、室田昌子、滝下幸栄、原田清美、伊藤尚子、細川陸也、林容子、占部美恵	
	小 計（1 科目）	2	－				
特 別 研 究	[7] 特 別 研 究	6	－	1～3 通	6 単位	志澤美保、森本昌史、島田順一、楠木泉、郷良淳子、吉岡さおり、毛利貴子、内海桃絵、宮田千春、高橋由紀、室田昌子、原田清美、滝下幸栄、占部美恵	
	小 計（1 科目）	6	－				
合 計（7 科目）		14	4	16 単位以上			

保健看護学研究科学位論文（博士）審査基準

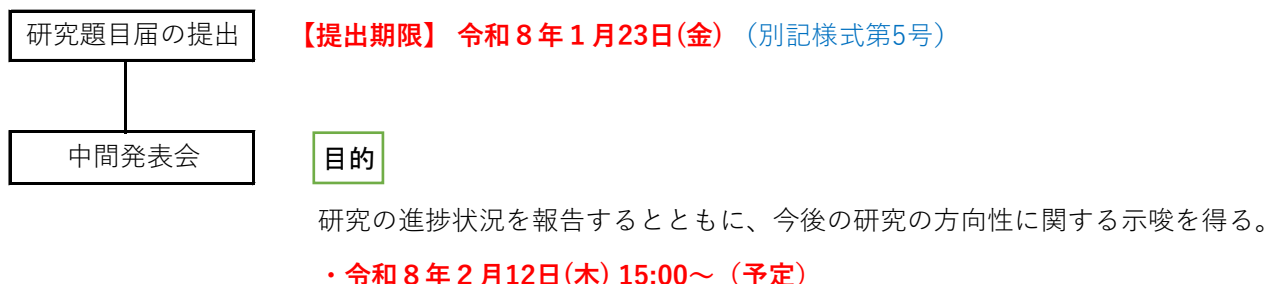
1. 研究課題の設定に妥当性がある。
2. 研究の背景及び意義について十分な文献検討がされている。
3. 研究方法及び研究過程に倫理的手続きの妥当性がある。
4. 研究結果・データ分析の論理性及び考察が適切である。
5. 研究に新規性があり、論述の厳密性・緻密性がみられる。
6. 保健看護学分野への意義および貢献度が明らかである。

令和7年度保健看護学研究科 博士後期課程 博士論文指導の流れ

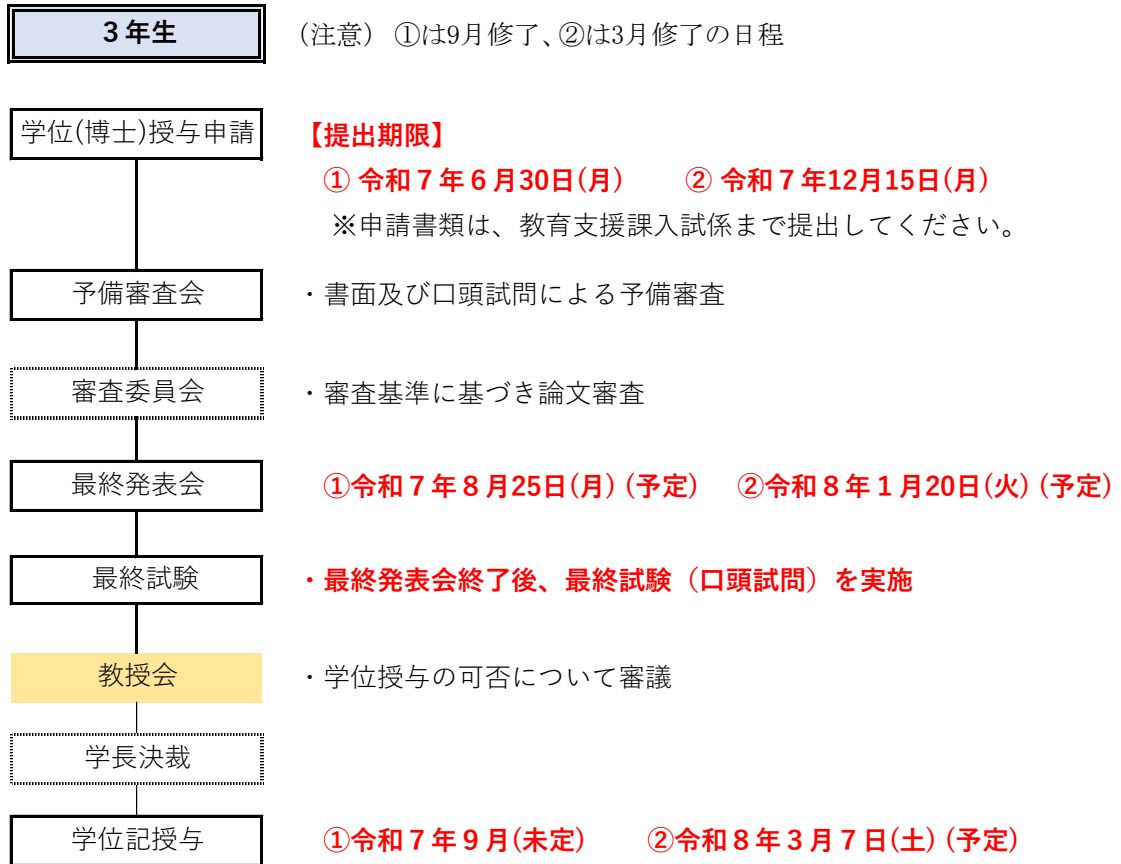


倫理審査委員会に対する申請 ※医学倫理審査委員会システムにより申請

2年生



令和7年度 学位（博士）審査の流れ



＜学位（博士）申請書類＞

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 学位(博士)授与申請書（学位規程・別記第1号様式） | 1通 |
| (2) 履歴書（同・別記第2号様式） | 1通 |
| (3) 論文目録（同・別記第3号様式） | 1通 |
| (4) 主論文 | 部 |
| (5) 論文内容の要旨 1,500字程度（同・別記第4号様式） | 部 |
| (6) 承諾書(修士論文審査取扱要領・第1号様式) ※共著の場合 | 1通 |
| (7) e-APRIN 受講修了証(提出済みの場合は不要) | 1部 |

＜注意＞

- 学位記に記載する氏名の取扱いについては、令和6年11月29日付け通知のとおり
- (4)(5)は、ファイルに綴じて、上記期限までに1部、残りは指定する日の正午までに、教育支援課入試係まで提出してください。

〔その他〕 学位授与にかかる博士論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を京都府立医科大学雑誌に掲載するとともに、本学リポジトリに登録し、公表します。
 また、学位授与に係る論文等関係資料一式を国立国会図書館に送付いたしますので、最終のデータファイルと両面印刷したもの1部を次の期限までに教育支援課まで提出してください。①9月19日(金)、②2月20日(金)

関 係 規 程 等

1. 京都府立医科大学学位規程	25
2. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程授業科目履修規程	35
3. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程	44
4. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科修士論文審査取扱要領	49
5. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士論文審査取扱要領	52
6. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規	57
7. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程の修了に関する申合せ	64
8. 学位記に記載する氏名の取扱いについて	65
9. 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科における長期履修制度について	67
10. 学位授与申請者の CITI-Japan の受講に関する申合せ	68
11. 成績に対する不服申立てについて	69

京都府立医科大学学位規程

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規程第80号

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、京都府立医科大学学則（平成20年京都府立医科大学規則第1号）第47条及び京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号。以下「学則」という。）第33条の規定により、京都府立医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、博士及び修士とし、その種類は次表のとおりとする。

医学部		大学院			
医学科	看護学科	医学研究科		保健看護学研究科	
学士（医学）	学士（看護学）	博士（医学）	修士（医科学）	博士（保健看護学）	修士（保健看護学）

（学位授与の要件）

第3条 前条の学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 前条の博士の学位は、本学大学院医学研究科博士課程及び本学大学院保健看護学研究科博士後期課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、大学院医学研究科の博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院医学研究科博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対しても授与することができる。

4 前条の修士の学位は、本学大学院医学研究科修士課程及び本学大学院保健看護学研究科博士前期課程を修了した者に授与する。

（論文の提出等）

第4条 前条第2項の規定による学位の授与を申請しようとする者は、医学研究科においては論文を主として履修する科目を担当する教授又は研究部長を経て、保健看護学研究科においては特別研究単位認定教員を経て学長に提出しなければならない。

2 前項の論文を提出するときは、学位（博士）授与申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 履歴書（別記第2号様式） 2通

(2) 論文目録（別記第3号様式） 2通

(3) 主論文

各研究科において定める部数

(4) 医学研究科においては参考論文3編以上各編6部

(5) 論文内容の要旨（1,500字程度）（別記第4号様式）

各研究科において定める部数

第5条 第3条第3項の規定による学位の授与を申請しようとする者は、学位（博士）授与申請書（別記第1号様式）に次の書類及び所定の学位審査手数料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項各号に掲げる書類
- (2) 最終学校の卒業証明書（本学卒業者を除く。）
- (3) 本学以外における研究歴を証する書類（別記第5号様式）
- (4) 本学教授による論文提出者に関する調査書（別記第6号様式）

第5条の2 第3条第4項の規定による学位の授与を申請しようとする者は、修士論文を研究指導を受けている教授又は研究委員会委員長を経て学長に提出しなければならない。

2 前項の論文を提出するときは、学位(修士)授与申請書(別記第6号様式の2)に別に定める書類を添えて提出するものとする。

(学位論文)

第6条 学位論文は、主論文1編とする。ただし、副論文1編を参考として添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の別冊、訳文、標本等の提出を求めることがある。

(論文及び学位審査手数料の返還)

第7条 受理した論文及び学位審査手数料は、返還しない。

(審査及び試験等の付託)

第8条 学長は、論文を受理したときは、その審査及び学則第32条に規定する最終試験（以下「最終試験」という。）又は第3条第3項に規定する学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 研究科教授会は、前条の付託があったときは、研究科教授会構成員のうちから3人の審査委員を選定し、審査委員会を組織するものとする。

2 審査委員会は、論文の審査（以下「論文審査」という。）及び最終試験又は学力の確認を行う。

3 研究科教授会は、必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、研究科教授会の構成員以外の本学の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に選定することができる。

(最終試験)

第9条の2 最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第9条の3 学力の確認は、試問とし、論文の関連分野、専攻学術全般及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第10条 博士の論文審査及び最終試験又は学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

2 修士の論文審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(審査及び試験等の結果の報告)

第11条 審査委員会は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査の要旨及び最終試験又は学力の確認の結果について、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 前項の意見の集約は、無記名投票等によるものとする。

(学位記の授与等)

第13条 学長は、本学医学部医学科を卒業した者に、卒業証書・学位記（別記第7号様式）を、医学部看護学科を卒業した者に、卒業証書・学位記（別記第7号様式の2）を、授与する。

2 学長は、前条第1項の決定に基づき、博士（医学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第8号様式）を、博士（保健看護学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第8号様式の2）を、修士（医科学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第9号様式）を、修士（保健看護学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第9号様式の2）を授与する。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、学位（博士）原簿に、修士の学位を授与したときは、学位（修士）原簿に登録し、博士の学位については、学位規則第12条の規定により、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を京都府立医科大学雑誌に掲載するとともにインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により論文を公表する場合は、京都府立医科大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

3 第1項の規定に関わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、

本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 4 第1項及び第3項の規定による公表は、本学の協力により、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第15条の2 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、京都府立医科大学と付記しなければならない。

(博士又は修士の学位授与の取消し)

第16条 博士又は修士の学位を授与された者が、不正な方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は当該学位の名誉を汚辱する行為があつたときは、学長は、既に授与した学位を取り消し、学位記を返納させることがある。

- 2 研究科教授会は、前条について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 3 研究科教授会において前項の意見の集約を行う場合にあっては、その構成員の4分の3以上の出席を要するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式

受付番号	第 号	学位記番号 (報告番号)	第 号
学位 (博士) 授与申請書			
主 論 文 1 編 (別紙目録のとおり) 参考論文 編 (別紙目録のとおり) 貴大学学位規程に基づき博士論文を提出いたしますから、御審査の上、 博士の学位を授与くださいますよう申請します。 年 月 日 京都府立医科大学長 様 現住所 氏名 印			

証 紙 貼 付 欄
証 紙 貼 付 欄
証 紙 貼 付 欄

別記第2号様式

履 歴 書

報告番号	第 号	
ふりがな		男 女
氏名		
生年月日	年 月 日	
現住所		
最 終 学 歴		
年 月 日		
年 月 日		
研 究 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
職 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

別記第3号様式

論 文 目 録

京都府立医科大学

報 告 番 号	第	号	氏 名	
主 論 文				
題 名				冊
(日本語訳)				
発 表 雑 誌 名				
刊 行 卷 号 年 月				
副 論 文				
題 名				冊
発 表 雑 誌 名				
刊 行 卷 号 年 月				
参 考 論 文				
題 名				冊
発 表 雑 誌 名				
刊 行 卷 号 年 月				
題 名				冊
発 表 雑 誌 名				
刊 行 卷 号 年 月				
題 名				冊
発 表 雑 誌 名				
刊 行 卷 号 年 月				

(裏)

題 名		冊
発 表 雑 誌 名		
刊 行 卷 号 年 月		
題 名		冊
発 表 雑 誌 名		
刊 行 卷 号 年 月		
題 名		冊
発 表 雑 誌 名		
刊 行 卷 号 年 月		
題 名		冊
発 表 雑 誌 名		
刊 行 卷 号 年 月		
題 名		冊
発 表 雑 誌 名		
刊 行 卷 号 年 月		
題 名		冊
発 表 雑 誌 名		
刊 行 卷 号 年 月		
題 名		冊
発 表 雑 誌 名		
刊 行 卷 号 年 月		

別記第4号様式

論文内容の要旨

論文提出者氏名

論文題目

論文の要旨

別記

第6号様式の2

受付番号	第 号	学位記番号	保修第 号
学位（修士）授与申請書			
主 論 文 1 編（別紙目録のとおり） 参考論文 編（別紙目録のとおり） 貴大学学位規程に基づき修士論文を提出いたしますから、御審査の上、 修士の学位を授与くださいますよう申請します。 年 月 日 京都府立医科大学長 _____様 現住所 氏名 ㊟			

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程授業科目履修規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規程第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第 2 号。以下「学則」という。）第19条の規定に基づき、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）における授業科目及びその単位数、履修方法、成績の評価等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修コース)

第 2 条 本課程に、次に掲げる専門看護師コースを設ける。

- (1) がん看護専門看護師コース
- (2) 精神看護専門看護師コース

(授業科目の担当教員)

第 3 条 授業科目の担当教員は、博士前期課程の授業担当を命じられた教員とする。

2 修士論文（修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果。以下同じ。）の作成に対する研究指導をする者を、保健看護学研究科論文指導教員（以下「指導教員」という。）という。指導教員は、授業科目の担当教員のうち原則として准教授以上の職にあり、修士以上の学位を有し、教育・研究の能力及び、専門分野に関する業績を有する教員とする。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

(履修の方法)

第 5 条 学生は、2 年以上（優れた研究業績を上げた者については、1 年以上）在学して、別表 1 に定める授業科目の中から所定の単位を30単位以上修得するとともに、さらに必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 がん看護専門看護師コースを履修する学生は、前項に加え、別表 2 の教育課程表の科目区分に応じ、必要単位を修得しなければならない。
- 3 精神看護専門看護師コースを履修する学生は、第 1 項に加え、別表 3 の教育課程表の科目区分に応じ、必要単位を修得しなければならない。
- 4 学生は、共通科目及び専門科目の各領域に関する授業科目、特別研究・演習・実習の履修方法については、原則として指導教員による指導を受けなければならない。

(授業の内容)

第 6 条 授業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共通科目は、保健看護学研究科の基礎的、基盤的な知識を修得することを目的とする。
- (2) 専門科目は、学問の深奥を極め、高度専門職に求められる知識、技術を修得することを目的とする。
- (3) 特別研究・演習・実習は、研究テーマを設定し、共通科目及び各領域に関する授業科目の履修を通して修得した知識、技術もとに、修士論文作成のための研究を行うことを目的とする。

(4) がん看護専門看護師コースの教育課程は、高度ながん看護の実践能力を養成することを目的とする。

(5) 精神看護専門看護師コースの教育課程は、高度な精神看護の実践能力を養成することを目的とする。

(講義及び演習)

第7条 講義、演習及び実習には、授業科目担当教員の判断により、それぞれ次に掲げる場合を含めることができる。

(1) 講義 抄読会、学術集談会、学会等へ出席したとき。

(2) 演習 抄読会における抄読の担当、学術集談会又は学会等における研究発表、現地調査及び見学等を行ったとき。

(3) 実習 現地調査及び見学等を行ったとき。

(単位の計算方法)

第8条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間又は30時間をもって1単位とする。

(2) 実習については、45時間をもって1単位とする。

(授業期間)

第9条 各科目の授業は、通年30週、半期15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(研究指導)

第10条 学生は、修士論文に係る研究及び論文作成等に当たり、原則として指導教員の指導を受けるものとし、指導教員は、1年次に研究指導計画書（別記様式）を保健看護学研究科長に届け出るものとする。

2 学生は、1年次に研究の進捗状況を「中間発表会」で報告するものとする。

(研究指導の分担)

第11条 学生は、教育研究上有益と認められるときは、指導教員以外の教員の研究指導を受けることができる。

(単位認定試験等の受験資格)

第12条 学生は、次の各号の一に該当しなければ、履修する科目の認定試験を受験することはできない。

(1) 履修する科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の3分の2以上の者

(2) 出席時間数が前項に達しない者のうち、担当教員が修了者と同等の能力があると認めた者

(単位修得の認定)

第13条 履修した授業科目の単位の修得の認定は、当該授業科目の主たる担当教員が行い、学年末に保健看護学研究科長に報告するものとする。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、試験等から総合的に行う。

2 成績の評価は、下表の評価の基準に基づいて行い、評点又は評語をもって表するものとする。

評点	評語	評価の基準
100点～80点	優	優れている。学修した事象や事柄のかなりについて理解し、十分かつ必要な知識を持ち、概念や方法を適切に使って課題を遂行できる。その理解を適切に類似または発展した事象に応用する力がある。
79点～70点	良	良好である。学修した事象や事柄を十分理解し、問題・題材を扱うことができる。
69点～60点	可	到達目標の最低限の基準に達している。学修した事象や事柄を最低限からかなり限定的に理解し、問題を基本的なレベルで扱うことはできるが、より高度な学修へと進むには更に努力が必要である。
59点～0点	不可	到達目標の最低限の基準に達していない。学修した事象や事柄の理解が不足している。

3 不可となった科目は、再履修することができる。

(学位論文の提出)

第15条 学生は、博士前期課程に2年以上在学し、修士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を30単位以上修得することが確実で、かつ、必要な研究指導を受けなければ、修士論文を提出することができない。

(最終試験)

第16条 最終試験は、修士論文を中心として、口頭試問により行う。

(転コース)

第17条 在学中に専門看護師コースへの転属または他研究領域への移動を希望する者は、指導教員の許可を得た上で、第1学年の9月末までに学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(長期履修)

第18条 職業を有すること等により、学則第8条第2項に基づき、2年を超えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者は、原則として新生にあつては入学手続き時に、在学生にあつては1年次の所定の時期までに学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項に定める長期履修期間は、1年を単位とし、その上限は4年とする。

3 第1項の許可を受けた者が長期履修期間の短縮を希望する場合は、各年次の12月1日から12月20日までに学長に願い出て、許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程の施行の際、現に第2学年に在籍している者については、改正後別表に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前に入学した者については、改正後の別表に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前に単位を修得した授業科目については、改正後の別表に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前に単位を修得した授業科目については、改正後の別表に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前に単位を修得した授業科目については、改正後の別表に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前に単位を修得した授業科目については、改正後の別表に関わらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前より在籍している学生については、改正後の第17条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）
保健看護学研究科博士前期課程 授業科目等一覧

区 分	授 業 科 目 名	学 期	単 位 数						備 考
			必修	選択	がんCNSコース		精神CNSコース		
					必修	選択	必修	選択	
共通科目	保健看護学理論	前期	2		2		2		
	研究方法論特論	前期	2		2		2		
	保健看護情報科学特論	前期		2		2		2	
	保健福祉政策特論	後期		2		2		2	
	看護教育学特論	前期		2		2		2	
	看護倫理	後期		2		2		2	
	看護管理論	前期		2		2		2	
	コンサルテーション論	後期		2		2		2	
	看護政策論	後期		1		1		1	
	英書講読	前期		2		2		2	
	小計（10科目）	－	4	15	4	15	4	15	
専門科目	健康増進支援技術特論	後期		2		2		2	
	地域保健看護学特論	前期		2		2		2	
	高齢者保健看護特論	前期		2		2		2	
	女性保健看護学特論	後期		2		2		2	
	高齢者ケア特論	後期		2		2		2	
	看護管理特論	後期		2		2		2	
	ヘルスアセスメント特論	後期		2	2		2		
	健康回復支援技術特論	後期		2		2		2	
	成人健康回復期支援特論Ⅰ	前期		2		2		2	
	成人健康回復期支援特論Ⅱ	後期		2		2		2	
	精神保健看護学特論	前期		2		2	2		
	発達障害特論	後期		2		2		2	
	小児看護特論	後期		2		2		2	
	臨床遺伝学特論	後期		2		2		2	
	病態生理学総論	前期		2	2		2		
	腫瘍病態生理学各論	後期		2	2			2	
	臨床薬理作用論	後期		2	2		2		
	がん看護学特論	前期		2	2			2	
	がん看護学援助特論	後期		2	2			2	
	緩和ケア	後期		2	2			2	
	がん薬物療法看護	通年		2	2			2	
	ペインマネジメント	通年		1		1		1	
	エンドオブライフケア	通年		1		1		1	
	精神保健看護援助特論	前期		2		2	2		
	精神科治療特論	後期		2		2	2		
	地域精神看護特論※	後期		2			2	2	精神CNSコースは、 ※のいずれかから 1科目選択
	リエゾン精神看護特論※	後期		2			2	2	
小計（27科目）	－	0	52	16	36	12	40		
特別研究・演習・実習	特別研究	通年	8						
	専門演習	通年	2						
	がん看護学演習Ⅰ	前期			2				
	がん看護学演習Ⅱ	後期			2				
	がん看護学課題研究	通年			2				
	がん看護学実習Ⅰ	前期			2				
	がん看護学実習Ⅱ	前期			2				
	がん看護学実習Ⅲ	前期			2				
	がん治療看護実習Ⅰ	後期			2				
	がん治療看護実習Ⅱ	前期			2				
	精神保健看護学演習Ⅰ	前期					2		
	精神保健看護学演習Ⅱ	通年					2		
	精神保健看護学演習Ⅲ	後期					2		
	精神看護実習Ⅰ	前期					1		
	精神看護直接ケア実習Ⅰ	通年					4		
	精神看護直接ケア実習Ⅱ	前期					2		
	精神看護実習Ⅱ	前期					1		
	精神看護治療実習	前期					2		
	精神保健看護学課題研究	通年					2		
	小計（19科目）	－	10		16		18		
合計（56科目）		－	14	67	36	51	34	55	

学位又は称号	修士（保健看護学）	学位又は学科の分野	保健衛生学
修了要件 及び 履修方法	共通科目 8 単位以上、専門科目12単位以上、特別研究・演習・実習の10単位以上の合計30単位以上を履修すること。また修了にあたっては、上記を履修し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することが必要である。		

別表2（第5条関係）
がん看護専門看護師コースの教育課程（38単位課程相当）

科目区分 (必要履修単位)	大学院該当科目	必修 選択	単 位 数	配当学年				備 考
				1 学年		2 学年		
				前期	後期	前期	後期	
専門看護師 共通科目 A (8 単位以上)	保 健 看 護 学 理 論	必修	2	2				
	研 究 方 法 論 特 論	必修	2	2				
	看 護 教 育 学 特 論	選択	2	2				
	看 護 倫 理	選択	2		2			
	看 護 管 理 論	選択	2	2				
	コンサルテーション論	選択	2		2			
	看 護 政 策 論	選択	1		1			
専門看護師 共通科目 B (6 単位以上)	ヘルスアセスメント特論	必修	2		2			
	病 態 生 理 学 総 論	必修	2	2				
	臨 床 薬 理 作 用 論	必修	2		2			
がん看護共通科目 (6 単位以上)	腫瘍病態生理学各論	必修	2		2			
	が ん 看 護 学 特 論	必修	2	2				
	が ん 看 護 学 援 助 特 論	必修	2		2			
がん看護専門科目 (8 単位以上)	緩 和 ケ ア	必修	2		2			
	が ん 薬 物 療 法 看 護	必修	2	2				
	が ん 看 護 学 演 習 I	必修	2	2				
	が ん 看 護 学 演 習 II	必修	2		2			
がん看護実習科目 (10単位以上)	が ん 看 護 学 実 習 I	必修	2	2				
	が ん 看 護 学 実 習 II	必修	2			2		
	が ん 看 護 学 実 習 III	必修	2			2		
	が ん 治 療 看 護 実 習 I	必修	2		2			
	が ん 治 療 看 護 実 習 II	必修	2			2		
大学院必修科目	が ん 看 護 学 課 題 研 究	必修	2	2				

別表3（第5条関係）
精神看護専門看護師コースの教育課程（38単位課程相当）

科目区分 (必要履修単位)	大学院該当科目	必修 選択	単 位 数	配当学年				備 考
				1 学年		2 学年		
				前期	後期	前期	後期	
専門看護師 共通科目 A (8 単位以上)	保 健 看 護 学 理 論	必修	2	2				
	研 究 方 法 論 特 論	必修	2	2				
	看 護 教 育 学 特 論	選択	2	2				
	看 護 倫 理	選択	2		2			
	看 護 管 理 論	選択	2	2				
	コンサルテーション論	選択	2		2			
	看 護 政 策 論	選択	1		1			
専門看護師 共通科目 B (6 単位以上)	ヘルスアセスメント特論	必修	2		2			
	病 態 生 理 学 総 論	必修	2	2				
	臨 床 薬 理 作 用 論	必修	2		2			
精神看護共通科目 (12単位以上)	精 神 保 健 看 護 学 特 論	必修	2	2				
	精 神 保 健 看 護 援 助 特 論	必修	2	2				
	精 神 保 健 看 護 学 演 習 I	必修	2	2				
	精 神 保 健 看 護 学 演 習 II	必修	2	2				
	精 神 保 健 看 護 学 演 習 III	必修	2		2			
	精 神 科 治 療 特 論	必修	2		2			
精神看護専門科目 (2 単位以上)	地 域 精 神 看 護 特 論	選択※	2		2			※のいずれかから 1 科目選択
	リエゾン精神看護特論	選択※	2		2			
精神看護実習科目 (10単位以上)	精 神 看 護 実 習 I	必修	1	1				
	精神看護直接ケア実習 I	必修	4	4				
	精神看護直接ケア実習 II	必修	2			2		
	精 神 看 護 実 習 II	必修	1			1		
	精 神 看 護 治 療 実 習	必修	2			2		
大学院必修科目	精神保健看護学課題研究	必修	2	2				

京都府立医科大学大学院 研究指導計画書

年 月 日

保健看護学研究科長 様

保健看護学研究科博士前期課程

領域名／コース名		学籍番号	
氏 名	印	入学年度	年度入学
指導教員	印		
研究仮題目			
研 究 計 画 【学生記入】	〈研究構想、研究概要について記入してください〉 1 年次 2 年次		
研究指導計画 【指導教員記入】	1 年次 2 年次		

注 1 【学生記入】欄は、教員の指導のもとに学生が記入してください。

注 2 【指導教員記入】欄は、学生との同意のもとに指導教員が記入してください。

- 提出期限：5月23日（金）
- 提 出 先：教育支援課入試係

京都府立医科大学大学院 研究指導計画書

年 月 日

保健看護学研究科長 様

保健看護学研究科博士前期課程

領域名／コース名		学籍番号	
氏 名	印	入学年度	年度入学
指導教員	印		
研究仮題目			
研 究 計 画 【学生記入】	〈研究構想、研究概要について記入してください〉 ○研究計画（学生が記入）：（研究計画・方法、学会発表、論文作成等の計画を記載。研究室や個人のテーマなど、より詳細に、具体的に記載してください。） 【記入例】 1 年次 4 月～5 月：研究計画の立案 指導教員と相談し、決定した研究課題に関して先行研究を整理し研究計画を立案する。 1 年次 6 月～1 年次 3 月：研究の遂行 研究計画に従って研究を遂行する。 1 年次では、主に予備的な実験や調査を行い研究方法の確立を図る。指導教員と相談しながら、予備的な実験や調査の計画を適宜見直す。 2 年次 4 月～2 年次 11 月：研究の遂行 研究計画に従って研究計画を遂行する。 2 年次では、確立した研究方法によりデータ収集・解析等を進め、その成果を修士論文としてまとめる。 2 年次 9 月：研究成果の中間発表 ここまでの成果と今後の予定について、専攻内の発表会で報告する。 2 年次 10 月～1 月：修士論文の作成 これまでの研究成果をもとに修士論文の作成を開始し、指導教員のもとで修士論文をまとめる。 2 年次 1～2 月：修士論文の提出・発表 修士論文を指定する期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。		
研究指導計画 【指導教員記入】	○研究指導計画（指導教員が記入。論文作成等の計画を記載。研究室や個人のテーマなど、より詳細に、具体的に記載してください。） 【記入例】 1 年次 4 月～5 月：研究計画の立案 学生と相談して決定した学生の研究課題・研究計画立案について、研究方法、文献の検索や読解方法等を指導する。 1 年次 6 月～1 年次 3 月：研究の遂行 学生が実施している研究の進行を随時確認し、実験・調査等の手法やデータ解析の指導等、研究の進捗状況に応じた指導を行う。 研究倫理委員会での審査を必要とする場合は、その手続きの指導を行う。 2 年次 4 月～2 年次 11 月：研究の遂行 研究指導計画を学生と副指導教員に明示する。学生が実施している研究の進行を随時確認し、実験・調査等の手法やデータ解析の指導等、研究の進捗状況に応じた指導を行う。 2 年次 9 月：研究成果の中間発表 専攻内の発表会に向けてプレゼンテーション方法等について指導する。 2 年次 10 月～1 月：修士論文の作成 研究成果をもとに修士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。 2 年次 1～2 月：修士論文の提出・発表 修士論文を提出できるよう指導し、発表会に向けてプレゼンテーション方法等について指導する。		

注 1 【学生記入】欄は、教員の指導のもとに学生が記入してください。

注 2 【指導教員記入】欄は、学生との同意のもとに指導教員が記入してください。

■ 提出期限： 月 日 ()

■ 提 出 先：教育支援課入試係

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程

平成 30 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規程第378号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号。以下「学則」という。）第19条の規定に基づき、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における授業科目及びその単位数、履修方法、成績の評価等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の担当教員)

第2条 授業科目の担当教員は、博士後期課程の授業担当を命じられた教員とする。

2 博士論文の作成に対する研究指導をする者（以下「研究指導教員」という）のうち、特別研究単位認定教員は原則として教授職にあり、博士の学位を有し、専門領域において優れた教育・研究の能力および業績を有する教員とする。研究指導教員のうち、副研究指導教員は原則として准教授以上の職にあり、博士の学位を有し、関連領域における教育・研究の能力および業績を有する教員とする。

(授業科目及び単位数)

第3条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修の方法)

第4条 履修の方法は次のとおりとする。

- (1) 学生は、3年以上在学して、別表に定める授業科目の中から共通科目において6単位、特別講義において2単位以上、特別演習において2単位、特別研究において6単位の合計16単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (2) 学生は、共通科目、特別講義、特別演習及び特別研究の履修方法については、原則として研究指導教員による指導を受けなければならない。

(授業の内容)

第5条 授業の内容は、次のとおりとする。

(1) 共通科目

研究方法論特別講義

保健看護学の新知見を探求する研究方法や、地域社会における保健看護学の視座を持つ文献検討など、多角的な研究方法の開発を学修する。

生命・医療倫理特別講義

講義と討議を通じ、生命科学・医学・看護学に関連する生命の倫理的課題と研究上の倫理について学修する。

統計方法論特別講義

臨床研究の方法論を理解した上、研究実施計画書の作成及び研究デザインとデータに対応した解析を可能とする高度統計解析の方略について学修する。

(2) 特別講義

基盤実践保健看護学特別講義

講義とフィールドワークを通じ、先進的で複雑な今日的医療保健への対応、看護師のキャリア教育、チーム医療を円滑かつ効果的に機能させるマネジメント方法など、保健看護学的課題の解決に向けた理論構築や研究方法の開発について学修する。

広域実践保健看護学特別講義

講義とフィールドワークを通じ、社会の健康格差問題に対応するため、精神保健、老人保健、母子保健といった専門領域の枠を超えた看護実践方法論や地域包括ケア及びケアシステムの開発、政策提言方法等まで幅広く学修する。

(3) 特別演習

保健看護学特別演習

研究テーマに応じた文献クリティークや理論分析、フィールドワークを通じて、現状の的確な理解に基づく研究課題の明確化を図る。

(4) 特別研究

保健看護学特別演習でのフィールドワークを基底に、学生毎の研究課題に応じて、各研究指導教員の下で博士論文作成に向けた研究に係る調査の実施と分析を進める。

(特別講義及び特別演習)

第6条 特別講義及び特別演習には、授業科目担当教員の判断により、それぞれ次に掲げる場合を含めることができる。

(1) 特別講義 抄読会、学会等へ出席したとき。

(2) 特別演習 抄読会における抄読の担当、学会等における研究発表、現地調査及び見学等を行ったとき。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 特別講義及び特別演習については、15時間又は30時間をもって1単位とする。

(2) 特別研究については、30時間をもって1単位とする。

(授業期間)

第8条 各科目の授業は、通年30週、半期15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(研究指導)

第9条 学生は、博士論文に係る研究及び論文作成等に当たり、原則として研究指導教員の指導を受けるものとし、研究指導教員は、1年次に研究指導計画書（別記様式）を保健看護学研究科長に届け出るものとする。

(単位修得の認定)

第10条 履修した授業科目の単位の修得の認定は、当該授業科目の主たる担当教員が行い、学年末に保健看護学研究科長に報告するものとする。

(成績の評価)

第11条 成績の評価は、試験等から総合的に行う。

2 成績の評価は、下表の評価の基準に基づいて行い、評点又は評語をもって表するものとする。

評点	評語	評価の基準
100点～80点	優	優れている。学修した事象や事柄のかなりについて理解し、十分かつ必要な知識を持ち、概念や方法を適切に使って課題を遂行できる。その理解を適切に類似または発展した事象に応用する力がある。
79点～70点	良	良好である。学修した事象や事柄を十分理解し、問題・題材を扱うことができる。
69点～60点	可	到達目標の最低限の基準に達している。学修した事象や事柄を最低限からかなり限定的に理解し、問題を基本的なレベルで扱うことはできるが、より高度な学修へと進むには更に努力が必要である。
59点～0点	不可	到達目標の最低限の基準に達していない。学修した事象や事柄の理解が不足している。

3 不可となった科目は、再履修することができる。

(学位論文の提出)

第12条 学生は、博士後期課程に3年以上在学し、博士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を16単位以上修得することが確実で、必要な研究指導を受け、かつ、査読付き学術論文を1本以上掲載もしくは掲載予定であることを条件とする。

(最終試験)

第13条 最終試験は、博士論文を中心として、口答試問により行う。

(長期履修)

第14条 職業を有すること等により、学則第8条第2項に基づき、3年を超えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者は、原則として新生にあつては入学手続き時に、在學生にあつては1年次及び2年次の所定の時期までに学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項に定める長期履修期間は、1年を単位とし、その上限は6年とする。

3 第1項の許可を受けた者が長期履修期間の短縮を希望する場合は、各年次の12月1日から12月20日までに学長に願い出て、許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前より在籍している学生については、改正後の第14条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）
 保健看護学研究科博士後期課程 授業科目等一覧

区 分	授 業 科 目 名	学 期	単 位 数		備 考
			必修	選択	
共 通 科 目	研 究 方 法 論 特 別 講 義	1 前	2	－	
	生 命 ・ 医 療 倫 理 特 別 講 義	1 後	2	－	
	統 計 方 法 論 特 別 講 義	1 後	2	－	
	小 計（3科目）		6	－	
特 別 講 義	基盤実践保健看護学特別講義	1 前	－	2	
	広域実践保健看護学特別講義	1 前	－	2	
	小 計（2科目）		－	4	
特 別 演 習	保 健 看 護 学 特 別 演 習	1 通	2	－	
	小 計（1科目）		2	－	
特 別 研 究	特 別 研 究	1 ～ 3 通	6	－	
	小 計（1科目）	－	6	－	
合 計（7科目）		－	1 4	4	

学位又は称号	博士（保健看護学）	学位又は学科の分野	保健衛生学
修了要件 及び 履修方法	共通科目において6単位、特別講義において2単位以上、特別演習において2単位、特別研究において6単位の合計16単位以上を履修すること。また修了にあたっては、上記を履修し、さらに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。		

京都府立医科大学大学院 研究指導計画書

年 月 日

保健看護学研究科長 様

保健看護学研究科博士後期課程

研究分野	基盤 ・ 広域 実践保健看護学		学籍番号		
氏 名	印		入学年度	年度入学	
指導教員	印	副 研 究 指 導 教 員			
研 究 題 目					
研 究 計 画 【学生記入】	〈研究構想、研究概要について記入してください〉 1 年次 2 年次 3 年次				
研究指導計画 【指導教員記入】	1 年次 2 年次 3 年次				

注 1 【学生記入】欄は、教員の指導のもとに学生が記入してください。

注 2 【指導教員記入】欄は、学生との同意のもとに指導教員が記入してください。

■ 提出期限：9月26日（金）

■ 提 出 先：教育支援課入試係

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科修士論文審査取扱要領

〔平成 20 年 5 月 8 日〕
〔保健看護研究科教授会議〕

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、京都府立医科大学学位規程（平成 20 年京都府立医科大学規程第 80 号。以下「規程」という。）第 17 条の規定により、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科（以下「研究科」という。）における修士論文の審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 修士の学位申請の資格要件

(修士の学位申請の資格要件)

第 2 条 規程第 3 条第 4 項の規定による学位の授与を申請することができる者は、研究科に 1 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

また、単位は、修士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を修得することとする。

第 3 章 修士論文

(修士論文)

第 3 条 修士論文は、単著を原則とする。ただし、共著の場合は、次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 規程第 5 条の 2 の規定により修士の学位の授与を申請した者（以下「学位申請者」という。）が、原則として当該論文の筆頭著者であること。
- (2) 他の共著者が、次に掲げる事項について承諾し、承諾書（第 1 号様式）を学位論文に添えて提出すること。
 - ア 学位申請者が当該論文を修士論文として本学に提出すること。
 - イ 他の共著者が当該論文を学位論文として使用しないこと。

第 4 章 審査の手続等

(審査委員の選定)

第 4 条 保健看護学研究科教授会は、学位規程第 8 条の規定により、学長の付託があったときは、審査資料等に基づき、当該学位申請者につき主査 1 名、副査 2 名の審査委員を選定し、審査委員会を組織するものとする。

- 2 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって保健看護学研究科教授会に報告するものとする。
- 3 前項により報告する文書は、審査結果及び最終試験結果の要旨（第 2 号様式）とする。

(審査結果の報告)

第 5 条 保健看護学研究科教授会は、審査結果及び最終試験結果を学長に報告するものとする。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、修士論文の審査に関し必要な事項は、保健看護学研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成 20 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

承 諾 書

論 文 名

私は、あなたが上記論文の研究及び作成において中心的な役割を果たした者であることを認め、京都府立医科大学学位規程第5条の2第2項第3号に定める主論文として提出されることを承諾します。また、私自身の学位論文として使用しないことを誓約します。

令和 年 月 日

様

共 著 者

所属・職

氏 名

印

所属・職

氏 名

印

第2号様式（第4条関係）

審査結果及び最終試験結果の要旨

学 位 申 請 者	
論 文 題 目 名	
審 査 委 員	主査 ㊟
	副査 ㊟
	副査 ㊟
(修士論文の要旨)	
(年 月 日)	
(修士論文の内容及び質疑応答の内容を踏まえた審査結果)	
(年 月 日)	
(最終試験結果)	
修士論文の内容及びこれに関連する科目について試問を行った結果、合格・不合格と判定した。	
(年 月 日)	

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士論文審査取扱要領

〔平成30年3月14日〕
〔保健看護研究科教授会議〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、京都府立医科大学学位規程（平成20年京都府立医科大学規程第80号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における博士論文の審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 博士の学位申請

(資格要件)

第2条 規程第3条第2項の規定による学位の授与を申請することができる者は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得の上、必要な研究指導を受けた者とする。

また、所定の単位は、博士論文を提出する日の属する学年末までに修得することとする。

第3章 博士論文

(論文の要件等)

第3条 博士論文は、単著を原則とする。ただし、共著の場合は、次の各号の要件を具備しなければならない。

(1) 規程第4条の規定により博士の学位の授与を申請した者（以下「学位申請者」という。）が、原則として当該論文の筆頭著者であること。

(2) 他の共著者が、次に掲げる事項について承諾し、承諾書（第1号様式）を学位論文に添えて提出すること。

ア 学位申請者が当該論文を博士論文として本学に提出すること。

イ 他の共著者が当該論文を博士論文として使用しないこと。

2 博士論文の提出は、学生が博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得の上、必要な研究指導を受け、かつ、査読付き学術論文を1本以上掲載もしくは掲載予定であることを条件とする。

第4章 審査の手続等

(予備審査会の設置)

第4条 保健看護学研究科教授会は、学位の授与申請があった場合、履歴書、論文目録、主論文及び論文内容の要旨（以下「審査資料」という。）等に基づく保健看護学系研究委員会における協議を踏まえ、予備審査会を組織するものとし、研究指導教員3名以上を予備審査委員として選定する。

(予備審査会の業務)

第5条 予備審査会は、審査委員会に先立ち、第2条及び第3条の資格を有するかどうかについて調査を行うとともに、博士論文に関する予備審査を書面及び口頭試問によって実施する。

(予備審査結果の報告)

第6条 予備審査会は、前条の結果を、保健看護学系研究委員会を経て、保健看護学研究科教授会に報告するものとする。

(審査委員会の設置)

第7条 保健看護学研究科教授会は、学位規程第8条の規定により、学長の付託を受け、かつ、審査資料等に基づく保健看護学系研究委員会における協議を踏まえ、審査委員会を組織するものとし、当該学位申請者につき主査1名、副査2名を審査委員として選定する。

なお、主査は、学位申請者の指導を担当する特別研究単位認定教員以外の特別研究単位認定教員の中から選出するものとするが、指導担当の特別研究単位認定教員が副査となることを妨げない。

また、副査についても、特別研究単位認定教員の中から選出するものとするが、1名については、当該論文の専門性等に鑑み、必要に応じて学外者を招聘することができるものとする。

(最終発表会)

第8条 学位申請者は、最終発表会に出席し、博士論文の内容について口演しなければならない。

2 学位申請者の特別研究単位認定教員及び審査委員は、最終発表会に出席しなければならない。

(審査委員会の業務)

第9条 審査委員会は、「保健看護学研究科学位論文(博士後期)審査基準」に基づき、論文の審査及び最終試験を行う。なお、最終試験は口頭試問によって実施する。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は、前条の結果を、保健看護学系研究委員会を経て、保健看護学研究科教授会に対し文書で報告するものとする。

2 前項により報告する文書は、審査及び最終試験結果の要旨(第2号、3号様式)とする。

(学位授与の議決)

第11条 保健看護学研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議の上、意見の集約を行い、その結果を学長に報告するものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、博士論文の審査に関し必要な事項は、保健看護学研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

承 諾 書

論 文 名

私は、あなたが上記論文の研究及び作成において中心的な役割を果たした者であることを認め、京都府立医科大学学位規程第5条の2第2項第3号に定める主論文として提出されることを承諾します。また、私自身の学位論文として使用しないことを誓約します。

令和 年 月 日

様

共 著 者

所属・職

氏 名

印

所属・職

氏 名

印

第2号様式（第10条関係）

博士論文審査結果の要旨

学位申請者

論文題目名

審査結果の趣旨

令和 年 月 日

主査

㊞

副査

㊞

副査

㊞

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科 博士後期課程の学位に関する取扱内規

〔平成 31 年 4 月 23 日〕
保健看護学研究科教授会議

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本内規は、京都府立医科大学大学院学則（以下「学則」という。）、京都府立医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士論文審査取扱要領（以下「論文審査取扱要領」という。）に定めるもののほか、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 研究指導

(研究指導教員)

第 2 条 博士後期課程の研究指導は、原則として当該学生を指導する特別研究単位認定教員（以下「研究指導教員」という。）及び研究指導の補佐を行う副研究指導教員 2 名の計 3 名で行うものとし、副研究指導教員は、特別研究を担当する教員から研究指導教員が指名する。

2 学生は、別記様式第 1 号により、希望する研究分野および研究指導教員を申し出ることとする。ただし、出願時における事前相談等連絡票もしくは入学志望書に記載した志望研究分野および教員と現在の希望が同一である場合、別記第 1 号様式を提出しないことができる。

3 研究指導教員は、保健看護学系研究委員会（以下「研究委員会」という。）において決定の上、大学院保健看護学研究科教授会（以下「教授会」という。）に報告するものとする。また、研究指導教員は、指名した副研究指導教員について、別記様式第 2 号により示し、研究委員会に報告するものとする。

4 研究指導教員および副研究指導教員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、研究委員会での決議に基づき、これを変更することができるものとし、変更した内容については教授会に報告するものとする。

(研究計画の作成)

第 3 条 学生は、研究課題を決定の上、研究指導教員による指導の下、研究計画書発表会に向けて研究計画の立案を図り、研究計画書を作成しなければならない。

(APRIN e ラーニングプログラムの履修)

第 4 条 学生は、研究倫理に関する国際標準の知識を身につけるため、APRIN e ラーニングプログラム (CITI Japan) に登録し、これを終了しなければならない。

(研究計画書発表会)

第 5 条 学生が作成した研究計画書に関し、研究指導教員および副研究指導教員以外の教員からも指導を受け、内容の改善、向上を図る機会として、1 年次の 1 月末までに研究計画書発表会を開催する。同発表会において学生は、自らの研究計画書を発表しなければならない。

また、学生は、別記様式第 3 号により、別途定める期日までに研究指導教員を経て保健看護学研究科長に研究計画書の審査を申請しなければならない。

なお、同発表会は原則年 2 回（9 月、1 月）開催するものとし、日時等詳細は、研究委員会において決定の上、教授会に報告するものとする。

(研究計画書の提出)

第 6 条 学生は、研究計画書を別途定める期日までに教育支援課に提出しなければならない。また、研究指導教員は、提出された研究計画書を研究計画書審査会に付議しなければならない。

(研究計画書審査会)

第 7 条 研究計画書審査会の委員は、学生の研究指導教員と副指導教員の 3 名で組成し、発表会の実施日から 1 週間以内に研究計画書審査会を開催する。同審査会において学生は、自らの研究計画に関

する発表を行うとともに審査委員からの口頭試問に応答する。審査委員は、書面で提出された研究計画書の内容に加え、学生の発表及び口頭試問の結果に基づき、評価を行うものとする。

また、審査委員は、別記様式第4号により審査結果を教授会に諮り、その決議を経なければならない。

(研究の開始)

第8条 学生は、倫理審査委員会の許可を経て、研究に着手することができる。

(中間発表会)

第9条 学生が行う研究進捗の確認や今後の方向性に対する幅広い教示等を目的として、2年次の2月に中間発表会を開催する。学生は、別記様式第5号を、別途定める時期までに保健看護学研究科長に提出の上、同発表会において自らの研究内容に関する発表を行わなければならない。

中間発表会は、外部非公開とし、当該学生及び第7条に規定する審査委員の出席を以って実施するが、保健看護学系研究委員長もしくは研究指導教員の判断により、本学の他の教員及び保健看護学研究科生の参加を可能とする。

第3章 その他

(長期履修制度を活用する学生)

第10条 長期履修制度を活用する学生に係る中間発表会の開催時期は、第9条に関わらず、当該学生の研究の進捗状況を勘案し、2年次の2月から4年次の9月までの間で別途設定する。

(各条で規定する時期)

第11条 各条で規定する時期の時日については、研究委員会において決定する。

附則

この取扱内規は、平成31年4月23日から施行する。

附則

この取扱内規は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この取扱内規は、令和7年4月1日から施行する。

年度 研究分野及び研究指導教員希望願

年 月 日

保健看護学研究科長 様

保健看護学研究科博士後期課程

学 年

学籍番号

氏 名

印

1 研究分野名

--

2 研究指導教員名

--

副研究指導教員承認申請書

年 月 日

保健看護学研究科長 様

研究指導教員

職 位

氏 名

印

保健看護学研究科博士後期課程学生の副研究指導教員として次の教員を選任したく、申請します。

記

副研究指導教員

職 位 _____ 氏 名 _____

職 位 _____ 氏 名 _____

指 導 学 生

博士後期課程

専攻分野 _____

学籍番号 _____ 氏 名 _____

研究計画書審査申請書

年 月 日

保健看護学研究科長 様

保健看護学研究科博士後期課程

_____ 年度入学

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

研究指導教員の確認 _____ 印

保健看護学研究科博士後期課程の学位に関する取扱内規に基づき、下記研究計画書を提出いたしますので、御審議くださいますよう申請します。

記

研究仮題目名： _____

研究計画書審査会における審査結果

申 請 者	
研 究 仮 題 目 名	
審 査 委 員	研究指導教員 ⑩ ⑩ ⑩
(研究計画書の要旨) (研究計画書の内容及び研究計画書発表会における質疑応答等の内容を踏まえた審査結果)	
適 ・ 否（内容の再構築が必要） (年 月 日)	

年度 中間発表会（博士論文）
研 究 題 目 届

年 月 日

保健看護学研究科長 様

保健看護学研究科博士後期課程

学 年 年（ 年度入学）

学籍番号

氏 名 印

研究指導教員の確認

印

研 究 題 目 名

--

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程の
修了に関する申合せ

令和 6 年 7 月 4 日
保健看護学研究科教授会

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び試験に合格することのみ満たすことが出来ず退学することを「単位修得後退学」という。

「単位修得後退学」した者が、退学後 2 年以内に博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した場合は、当分の間、博士後期課程を修了したものと見なす。

附 則

この申合せは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

学位記に記載する氏名の取扱いについて

令和6年11月29日
研 究 委 員 会

- 1 学位記に記載する氏名については、学位申請者が「学位授与申請書」の氏名欄に記載した表記（字体、旧姓併記等）を用いることとする。
- 2 大学が、学位に関する証明の際に用いる氏名の表記は、1と同様の取扱いとする。
- 3 学位記に記載する氏名を大学院学籍の氏名とは異なる表記とすることを希望する場合は、学位申請書類と併せて「学位記記載氏名届」（別紙様式）を学長に提出するものとする。
- 4 学位記と大学院学籍とで氏名の表記が異なる場合、学位に関する証明以外の各種証明の際に用いる氏名の表記は大学院学籍どおりとし、各種文書の氏名の同一性及び戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任において行うものとする。

附 則

この取扱いは、令和6年12月1日から適用する。

(別紙様式)

学位記記載氏名届

年 月 日

京都府立医科大学長 様

所 属
氏 名

学位記に記載する氏名については、下記により記載していただきたく、届出いたします。

記

姓（ふりがな）	旧姓（ふりがな）	名（ふりがな）
学位記記載氏名 ※この欄に記載された氏名が学位記に記載されます。		

<記載例>

姓（ふりがな）	旧姓（ふりがな）	名（ふりがな）
医大（いだい）	京都（きょうと）	花子（はなこ）
学位記記載氏名 ※この欄に記載された氏名が学位記に記載されます。		
京都 花子 ※旧姓使用を希望する場合の記載例 医大（京都）花子 ※旧姓併記を希望する場合の記載例		

(注)

- 1 事実が確認できる書類（戸籍抄本等）を添付してください。
- 2 学位取得後に大学が発行する学位に関する証明書等は上記の「学位記記載氏名」を用いますが、他の証明書等は大学院学籍上の氏名を用います。
- 3 各種文書の氏名との同一性、戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任によるものとしますので、ご注意ください。

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科における長期履修制度について

1 制度の趣旨

本学大学院における社会人等の受入を進めるための条件整備の一環として、大学院設置基準に定められている「長期にわたる教育課程の履修」を導入することとして、標準年限を超えた一定の期間にわたる計画的な履修を認める長期履修制度を実施している。長期履修期間中の授業料の年額は、標準修業年限で履修する者が負担する授業料総額を長期履修期間で除した額とする。

2 長期履修期間

大学院学則第8条に定められた標準修業年限を超えて、1年を単位として、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を限度とする。

3 長期履修の申請ができる者

- (1) 病院、企業、団体等に在職し、標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (2) 出産・育児、介護により標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (3) その他やむを得ない事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な者

4 長期履修の申請時期及び許可

- (1) 原則として新入生は、入学手続き時
- (2) 在校生にあつては、博士前期課程は1年次、博士後期課程は1年次及び2年次の12月1日から12月20日まで
- (3) 研究科教授会の議を経て、学長が許可

5 長期履修期間の短縮申請及び許可

- (1) 期間の短縮を希望する場合は、各年次の12月1日から12月20日までに申請
- (2) 研究科教授会の議を経て、学長が許可

6 施行期日

令和5年4月1日（令和5年度大学院入学者から適用。なお、施行日以前より在籍している学生については、従前の例による。）

学位授与申請者の CITI-Japan の受講に関する申合せ

平成 25 年 10 月 10 日

大 学 院 教 授 会

博士及び修士の学位の授与を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請までに CITI-Japan の履修を修了していなければならないものとする。

なお、申請者は、学位授与申請に当たって、CITI-Japan の修了証を提出しなければならないものとする。

附 則

この申合せは、平成 26 年 4 月の学位授与申請者から適用する。

成績に対する不服申立てについて

成績評価の客観性、厳格性を確保するため、平成30年度から成績に対する不服申立て制度を導入。自身の成績評価（優・良・可・不可）に疑義があるときは、成績に対する確認・開示を請求（原則として成績開示日から7日以内）することができ、その確認結果に不服があるときは不服申立てをすることができる。

施 設 の 概 要

(1)施設のあらまし

区 分	階 数	主 な 室 名
看護学学舎	地 階	学生ホール、情報科学実習室、第9演習室、学生更衣室、キャリア支援コーナー、生協等
	1 階	学科長室、応接室、会議室、休養室、講師控室、大講義室、第1～4講義室、第7，8演習室、看護実践キャリア開発センター
	2 階	第5，6講義室、第1～3実習室、第1準備室、大学院生研究室
	3 階	第1～3，6演習室、第4実習室、第2準備室、情報科学自習室、教員研究室、大学院生研究室
	4 階	第8講義室、第5，6実習室、家庭看護実習室、第3準備室

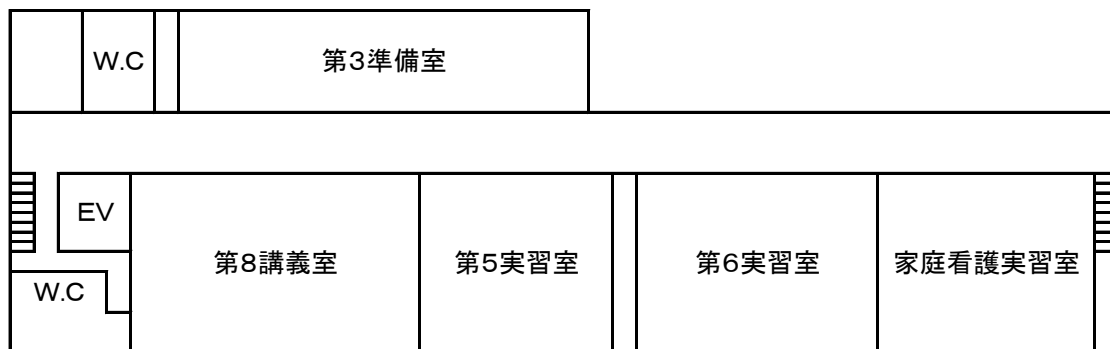
- 所 在 地 〒602-0857 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410 番地
- 学舎延床面積 6，000．03 m²

(2)施設の利用

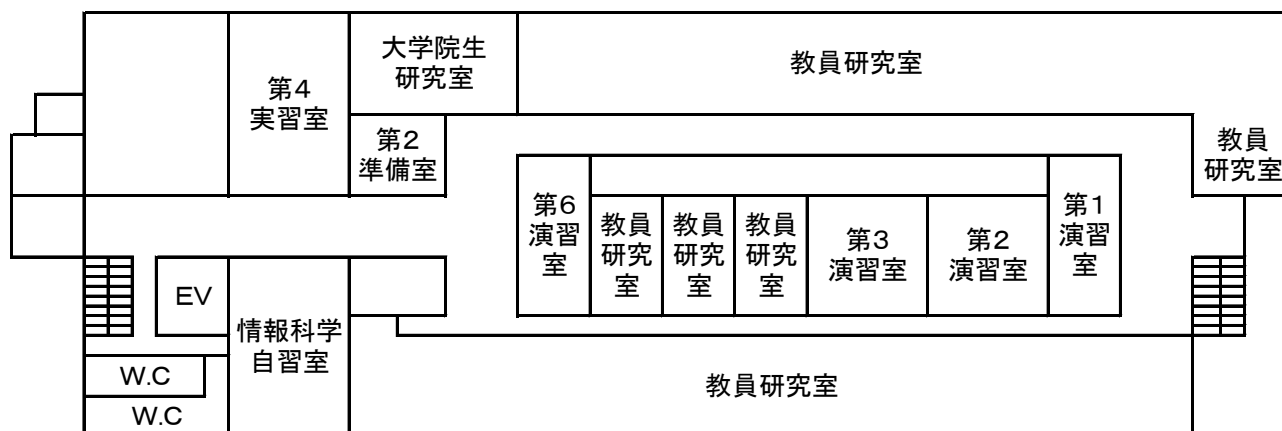
区 分	時 間 帯
学舎玄関	午前8時～午後8時
広小路門	午前8時～午後9時

午後8時に看護学学舎全館の機械管理設定を行うので、それまでに退出しておくこと。
 機械管理された部屋に入れば警備会社の警報が鳴り警備員が駆けつけてくるので注意すること。（土曜日・日曜日は原則入館禁止。但し教員の許可を得て入館可能）

4階



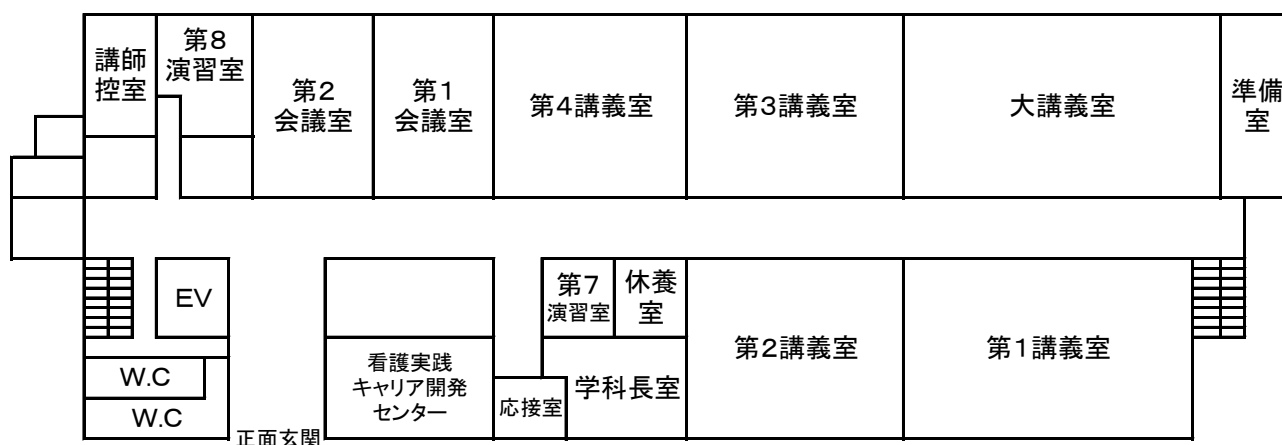
3階



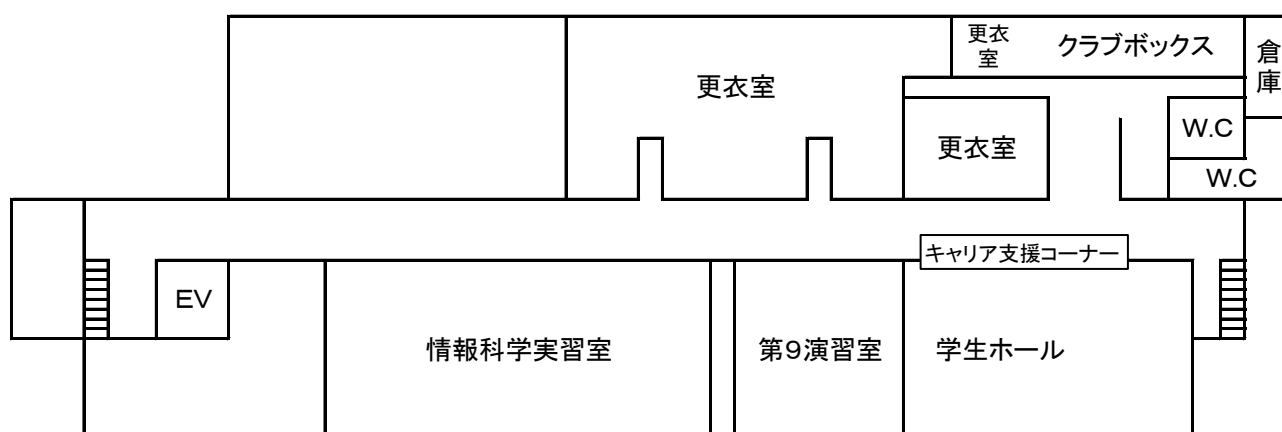
2階



1階



地階



保健看護学研究科博士前期課程 研究領域・担当教員一覧

研 究 領 域	職 位	担 当 者	修論指導	室番号	内線番号	外線番号	備考
臨床健康科学	教授	島田 順一	○	305	9429	212-5429	
小児発達保健学	教授	森本 昌史	○	307	9431	212-5431	
女性生涯保健学	教授	楠木 泉	○	301	9425	212-5425	
基礎看護学	教授	内海 桃絵	○	315	9439	212-5439	
	准教授	滝下 幸栄	○	304	9428	212-5428	
	講師	山本 容子	○	309	9433	212-5433	
	講師(学内)	筒井 佳澄		323	9447 9448	212-5447 212-5448	
看護倫理・管理学	教授	宮田 千春	○	322	9446	212-5446	
成人看護学	教授	吉岡さおり	○	314	9438	212-5438	
	准教授	室田 昌子	○	313	9437	212-5437	
	准教授	林 容子（兼）	○	317	9441	212-5441	
	講師	越智 幾世		331B	9492	212-5492	
	講師	佐伯 良子		311	9435	212-5435	
	講師(学内)	山本 裕子		324	9450	212-5450	
がん看護学	教授	吉岡さおり(兼)	○	314	9438	212-5438	
	准教授	林 容子	○	317	9441	212-5441	
精神看護学	教授	郷良 淳子	○	310	9434	212-5434	
	講師	占部 美恵	○	320	9444	212-5444	
	講師	柱谷久美子		330	9449	212-5449	
	講師(学内)	福田 弘子		323	9447 9448	212-5447 212-5448	
小児看護学	准教授	原田 清美	○	308	9432	212-5432	
	講師	山口 未久	○	319	9443	212-5443	
母性看護学・助産学	教授	高橋 由紀	○	321	9445	212-5445	
	講師	吉岡友香子		302	9426	212-5426	
老年・在宅看護学	教授	毛利 貴子	○	316	9440	212-5440	
	准教授	伊藤 尚子	○	312	9436	212-5436	
	講師	川上 祐子		318	9442	212-5442	
地域看護学	教授	志澤 美保	○	303	9427	212-5427	
	准教授	細川 陸也	○	306	9430	212-5430	
	講師(学内)	村上佳栄子		324	9450	212-5450	

保健看護学研究科博士後期課程 特別研究単位認定教員一覧

研 究 分 野	職 位	担 当 者	室番号	内線番号	外線番号	備考
基盤実践保健看護学	教授	内海 桃絵	315	9439	212-5439	
	教授	島田 順一	305	9429	212-5429	
	教授	宮田 千春	322	9446	212-5446	
	教授	吉岡 さおり	314	9438	212-5438	
	准教授	室田 昌子	313	9437	212-5437	
広域実践保健看護学	教授	楠木 泉	301	9425	212-5425	
	教授	郷良 淳子	310	9434	212-5434	
	教授	志澤 美保	303	9427	212-5427	
	教授	高橋 由紀	321	9445	212-5445	
	教授	毛利 貴子	316	9440	212-5440	
	教授	森本 昌史	307	9431	212-5431	
	准教授	原田 清美	308	9432	212-5432	

保健看護学研究科博士後期課程 科目担当教員一覧

研 究 分 野	職 位	担 当 者	室番号	内線番号	外線番号	備考
基盤実践保健看護学	准教授	滝下 幸栄	304	9428	212-5428	
	准教授	林 容子	317	9441	212-5441	
広域実践保健看護学	准教授	伊藤 尚子	312	9436	212-5436	
	准教授	細川 陸也	306	9430	212-5430	
	講師	占部 美恵	320	9444	212-5444	